

令和6年9月4日開会

令和6年9月24日閉会

令和6年三宅町議会 第3回定例会会議録

三宅町議会

令和6年9月三宅町議会第3回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (9月4日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	6
町長挨拶	6
開会の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	8
諸般の報告	8
決算審査特別委員会の設置	9
認定第1号～認定第5号、議案第32号～議案第43号、報告第3号の 上程、説明	10
同意第2号の上程、説明、質疑、採決	21
諮問第2号、諮問第3号の上程、説明、採決	22
散会の宣告	23

第 2 号 (9月6日)

出席議員	25
欠席議員	25
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	25
職務のため会議に出席した者の役職氏名	25
議事日程	26

開議の宣告	27
議事日程の報告	27
認定第1号～認定第5号の決算審査特別委員会付託について	27
議案第32号～承認第5号の各委員会付託について	27
一般質問	28
森内哲也君	28
渡辺哲久君	40
瀬角清司君	52
池田年夫君	57
松本健君	69
散会の宣告	81

第 3 号 (9月24日)

出席議員	83
欠席議員	83
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	83
職務のため会議に出席した者の役職氏名	83
議事日程	84
開議の宣告	85
議事日程の報告	85
特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決	85
閉会中の継続審査について	104
町長挨拶	104
閉会の宣告	105
署名議員	107

三宅町告示第85号

令和6年9月三宅町議会第3回定例会を
次のとおり招集する

令和6年8月16日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 令和6年9月 4日 水曜日
午 前10時00分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和6年9月三宅町議会第3回定例会

会期日程表

令和6年9月 4日水曜日

21日間

令和6年9月24日火曜日

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	9月4日 水曜日	午前10時00分	定例会開会 (提案説明・諸報告)
第2日目	9月5日 木曜日		休会
第3日目	9月6日 金曜日	午前10時00分	定例会再開(一般質問)
第4日目	9月7日 土曜日		休会
第5日目	9月8日 日曜日		休会
第6日目	9月9日 月曜日	午前9時30分	決算審査特別委員会 (総務建設関係)
第7日目	9月10日 火曜日	午前9時30分	決算審査特別委員会 (福祉文教関係)
第8日目	9月11日 水曜日		休会
第9日目	9月12日 木曜日		休会
第10日目	9月13日 金曜日	午前9時30分	総務建設常任委員会
第11日目	9月14日 土曜日		休会
第12日目	9月15日 日曜日		休会
第13日目	9月16日 月曜日		休会
第14日目	9月17日 火曜日	午前9時30分	福祉文教常任委員会
第15日目	9月18日 水曜日		休会
第16日目	9月19日 木曜日		休会
第17日目	9月20日 金曜日		休会
第18日目	9月21日 土曜日		休会
第19日目	9月22日 日曜日		休会
第20日目	9月23日 月曜日		休会
第21日目	9月24日 火曜日	午前10時00分	定例会再々開

令和6年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和6年9月4日水曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅本睦男	久保憲史	川鱈実希子
瀬角清司	松本健	渡辺哲久
森内哲也	辰巳光則	池田年夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田浩司	教育長	大泉志保
みやげイノベーション推進部長	竹谷公秀	総務部長	森本典秀
住民福祉部長	宮内秀樹	健康こども局長	植村恵美
まちづくり推進部長	岡橋正識	会計管理者	田中修三
教育委員会事務局長	出口正	監査委員	堀内庄左エ門

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 堀川佳則

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5番議員 松本健 6番議員 渡辺哲久

令和6年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和6年 9月 4日 水曜日

午 前 10時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 諸 般 の 報 告
- (1) 会計監査報告
- (2) 健全化判断比率及び資金不足比率報告
- 日程第4 選任第2号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任について
- 日程第5 認定第1号 令和5年度三宅町一般会計決算認定について
- 日程第6 認定第2号 令和5年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第7 認定第3号 令和5年度三宅町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第8 認定第4号 令和5年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第9 認定第5号 令和5年度三宅町下水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第32号 令和6年度三宅町一般会計第5回補正予算について
- 日程第11 議案第33号 令和6年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算について
- 日程第12 議案第34号 令和6年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について
- 日程第13 議案第35号 令和6年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について
- 日程第14 議案第36号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 同意第37号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 諮問第38号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第39号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第40号 三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第41号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第20 議案第42号 工業ゾーン三宅1号線道路改良工事（5期）請負契約の締結について

て

日程第21 議案第43号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について

日程第22 承認第5号 令和6年度三宅町一般会計第4回補正予算の専決処分の承認につい

て

日程第23 報告第3号 令和6年度三宅町一般会計第3回補正予算の専決処分の報告につい

て

日程第24 同意第2号 三宅町教育委員会委員の任命について

日程第25 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第26 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第27 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（辰巳光則君） 定刻となりましたので、始めたいと思います。

本日、令和6年9月三宅町議会第3回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多用の中、ご出席いただき、ありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、令和5年度三宅町一般会計決算認定についてをはじめといたします選任1件、認定5件、議案12件、承認1件、報告1件、同意1件、諮問2件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められますよう議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、スマートフォン等をお持ちの方は、マナーモードに設定するか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和6年9月三宅町議会第3回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、先月8日の16時43分頃、日向灘の深さ約30キロメートルを震源とする最大震度6弱の地震が発生いたしました。

また、本地震は、南海トラフ地震の想定震源域での発生であるため、新たな大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっているとの気象庁の判断から、同日の19時15分、南海トラフ地震臨時情報が発表されました。

このことを受け、本町でも、翌日の早朝より臨時の庁議を行い、現状の把握とともに、特に夜間時の防災体制を強化するため、特別体制にて対応できるよう準備を整えました。後、15日の17時をもって、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う政府としての特別な注意呼びかけの終了とともに、本町の特別体制も解除いたしました。大規模地震発生の可能性がなくな

ったわけではないため、住民の皆様には、日頃からの地震の備えに万全を期していただくよう、さらに啓発を強化してまいります。

また、今議会は、令和5年度の決算内容をご審議いただくわけですが、このたびの決算におきましても、実質収支額が約1億4,000万円の黒字決算となっており、これもひとえに議員皆様方の常日頃からのご指導、ご鞭撻によるたまものと、この場をお借りし、深く感謝申し上げる次第でございます。

つきましては、今後も健全な財政状況に最大限配慮しつつ、行政運営に努めるとともに、三宅ビジョンの実現に向け、総合戦略に基づく各種施策の着実な実行と、来る来年度の予算編成に向けた準備を進めてまいります。

今後も、議員皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

では、本定例会に提出しております案件でございますが、令和5年度一般会計決算をはじめとする決算認定5件、令和6年度一般会計第5回補正予算をはじめとする補正予算案4件、条例の一部改正5件、規約の変更等3件、予算の専決処分事項の承認1件と報告1件、同意案件1件、諮問2件の重要案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、令和6年9月三宅町議会第3回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、三宅町議会会議規則第120条の規定により、5番議員、松本 健君、6番議員、渡辺哲久君の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月4日より9月24日までの21日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日9月4日より9月24日までの21日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（辰巳光則君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

堀内庄左エ門代表監査委員より会計監査報告を求めます。

堀内監査委員。

○監査委員（堀内庄左エ門君） 皆さん、おはようございます。

それでは、監査委員よりご報告いたします。

去る8月21日、久保憲史監査委員と共に令和6年度定期監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

令和5年度三宅町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算、令和6年度会計の状況、現金の出納保管、資金の運用等について検査を行い、関係書類及び関係帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。地方自治法をはじめとする関係法令に抵触するところもなく、適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

令和6年9月4日、三宅町代表監査委員 堀内庄左エ門です。よろしく申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございました。

次に、みやけイノベーション推進部、竹谷部長より、健全化判断比率及び資金不足比率報告を求めます。

みやけイノベーション推進部、竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 財政健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算指標を算定した報告書を作成し、議会に提出するものでございます。

お手元に配付しております財政健全化法に係る健全化判断比率報告について並びに公営企業会計に係る資金不足比率報告についてのとおり、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率はなし、実質公債費比率は10.0%と、昨年度に比べ減少しております。将来負担比率につきましては、昨年度は数値なし、今年度も同様に、数値なしとなっております。その主な要因は、実質公債費比率につきましては、地方債償還額の減少によるものであり、将来負担比率につきましては、地方債残高の減少及び公債償還基金残高の増加によるものでございます。

また、資金不足比率につきましては、法適用企業に係る下水道事業会計において資金不足は発生しておらず、該当なしとなりましたことを報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎決算審査特別委員会の設置

○議長（辰巳光則君） 日程第4、選任第2号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

決算審査のため、三宅町決算審査特別委員会を三宅町議会委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条第2項の規定により、8名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、8名の委員とオブザーバーである議長をもって構成する三宅町決算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました三宅町決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、三宅町議会委員会条例第8条の規定はありますが、議長において指名をしたいと思いま

す。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名をさせていただくことといたします。

それでは、三宅町決算審査特別委員会の委員長に梅本睦男君、副委員長に久保憲史君を指名いたします。

◎認定第1号～認定第5号、議案第32号～議案第43号、報告第3号の上程、説明

○議長(辰巳光則君) お諮りします。

日程第5、認定第1号 令和5年度三宅町一般会計決算認定についてより日程第26、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

なお、この採決は起立によって行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

お諮りします。

日程第5、認定第1号 令和5年度三宅町一般会計決算認定についてより日程第23、報告第3号 令和6年度三宅町一般会計第3回補正予算の専決処分報告についてまでの認定5件、議案12件、報告1件を一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、一括上程したいと思います。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、令和6年9月三宅町議会第3回定例会に提出いたしました各議案等についてご説明申し上げます。

まず、認定第1号 令和5年度三宅町一般会計決算認定及び認定第2号から認定第4号までの各特別会計の決算認定及び認定第5号 令和5年度三宅町下水道事業会計決算認定については、先ほど報告がございました監査委員の審査を得ましたので、地方自治法第233条第3項及び公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本定例会において認定を賜るべく、提出

をしております。

なお、認定第1号から認定第4号までは、後ほど会計管理者からご説明を申し上げます。

認定第5号 令和5年度三宅町下水道事業会計決算認定については、収益的勘定による収入額は2億5,072万4,671円、支出額は2億4,438万6,701円となり、また、資本的勘定による収支額は9,509万9,330円、支出額は1億8,196万3,587円で、収支差引額に対して不足する額の8,686万4,257円については、過年度損失勘定留保資金1,618万3,601円及び当年度損益勘定留保資金7,068万656円で補填をしております。

続いて、補正予算4件についてご説明申し上げます。

議案第32号 令和6年度三宅町一般会計第5回補正予算については、令和5年度各事業における国・県支出金の確定に伴う追加と返還の補正、前年度歳計剰余金の確定に伴う基金への積立てとともに、各事業費の増額及び普通交付税、臨時財政対策債の確定に伴う補正などを行うものでございます。

歳入からご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款10地方交付税、項1地方交付税では、令和6年度普通交付税額の確定に伴い、908万7,000円の増額を行うものでございます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目3衛生負担金では、未熟児養育医療費給付の自己負担金2万円の増額を、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生負担金では、介護保険料軽減強化負担金18万5,000円の増額と、目3衛生負担金では、母子保健事業負担金66万3,000円の増額を、同款、項2国庫補助金、目1総務補助金では、社会保障・税番号制度補助金4,768万8,000円及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,230万4,000円の、合わせて6,999万2,000円の増額を行うものでございます。同じく、同項、目3衛生補助金では、保健事業補助金830万円の増額を行うものでございます。

12、13ページをご覧ください。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生負担金では、後期高齢者医療保険基盤安定負担金4万3,000円及び介護保険料軽減強化負担金9万2,000円の増額を、また、目3衛生負担金では、母子保健事業負担金16万8,000円の増額を行うものでございます。

款19繰越金では、前年度歳計剰余金繰越金1億2,320万円の増額を行うものでございます。

款21町債、項1町債、目1総務費では、臨時財政対策債の発行可能額の確定により、10万2,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

14、15ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、特別職のPersonnel費1,324万3,000円の減額を、目4企画費では、DX推進事業128万4,000円、地域おこし協力隊サポート事業300万円、まちづくり協働推進事業37万5,000円、町制50周年記念式典実施費等の企画費191万9,000円、基幹系電子計算システム業務費9,557万7,000円、外部人材活用事業92万1,000円及び定額減税調整給付金事業2,142万4,000円の計1億2,450万円の増額を行うものでございます。また、目8財政調整基金費では、財政調整基金積立金8,000万円の増額を行うものでございます。

続いて、同款、項2徴税費では、一般財源を国・県支出金に変更する財源更正を行っております。

16、17ページをご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、返還金9万9,000円を、目7後期高齢者医療費では、負担金及び繰出金で計231万6,000円の増額を行っております。また、同款、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、みやけまちいく（育）パートナーシップ事業委託料11万円、ティーンズLINK事業15万5,000円を増額するとともに、目6幼児園費で、その他委託料450万2,000円の増額を行うものでございます。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、母子保健事業に係る扶助費69万5,000円、健康増進事業に係る返還金4,000円、感染症予防接種事業に係る返還金444万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

18、19ページをご覧ください。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費では、ICT環境整備事業の負担金として3万6,000円の増額を、また、同款、項5社会教育費、目1社会教育総務費では、修繕費として20万7,000円の増額を行うものでございます。

款12公債費、項1公債費、目2利子では、令和6年5月借入分の地方債の借入額の確定に伴い、償還金利子及び割引料39万2,000円の増額を行うものでございます。

最後に、款14予備費では、財源調整のため、743万3,000円の増額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算額の規模を、後ほど説明いたします専決処分を行いました第4回補正後の予算総額47億9,443万9,000円に対し、歳入歳出それぞれ2億1,164万8,000円を増額し、予算総額を50億608万7,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

続きまして、議案第33号 令和6年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算については、前年度歳計剰余金の確定による繰越金の増額とともに、令和5年度実績額の確定に伴う国及び県に対する償還金の増額等の補正を行うものでございます。

歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金では、前年度繰越金45万2,000円の増額を行うものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金では、返還金として償還金利子及び割引料92万1,000円の増額を、款9予備費では、補正予算の財源調整のため、予備費46万9,000円の減額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算の規模を、第1回補正後の予算額7億6,290万7,000円に対し、歳入歳出それぞれ45万2,000円を増額し、予算総額を7億6,335万9,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

続きまして、議案第34号 令和6年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算については、令和5年度事業費の確定に伴う追加交付と前年度歳計剰余金の確定に伴う繰越金の増額、実績額確定に伴う国及び県に対する返還金及び積立金の増額を行うものでございます。

歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金では、過年度分介護給付費交付金28万6,000円の増額を、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金では、過年度分介護給付費県負担金344万円の増額を、款9繰越金では、繰越金1,262万8,000円の増額を行うものでございます。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金では、返還金391万3,000円の増額を、款7基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金では、積立金1,000万円の増額を、款8予備費では、補正予算の財源調整のため、予備費244万1,000円の増額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算の規模を、当初予算額 8 億 6,382 万 7,000 円に対し、歳入歳出それぞれ 1,635 万 4,000 円を増額し、予算総額を 8 億 8,018 万 1,000 円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

続きまして、議案第 35 号 令和 6 年度三宅町後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算については、保険料基盤安定負担金に係る一般会計繰入金を増額と、前年度歳計剰余金の確定による繰越金の減額を行うとともに、保険料基盤安定負担金及び後期高齢者医療広域連合給付金の増額を行ったものでございます。

歳入からご説明をいたします。

8、9 ページをご覧ください。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金として 5 万 9,000 円を増額を、款 5 繰越金では、前年度繰越金 9 万 8,000 円の減額を行うものでございます。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10 ページ、11 ページをご覧ください。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金では、負担金 3 万 9,000 円の減額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算の規模は、当初予算額 1 億 5,960 万 5,000 円に対し、歳入歳出それぞれ 3 万 9,000 円を減額し、予算総額を 1 億 5,956 万 6,000 円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

続いて、条例の一部改正 5 件について説明を申し上げます。

議案第 36 号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 30 日付で交付され、それぞれの期日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、公益信託の見直しに伴う所得税法の改正に伴う引用規定の改正、また、私立学校法の改正に伴う引用規定の条ずれの改正及び公益法人等に係る町民税の課税の特例規定の削除を行うものでございます。

次に、議案第 37 号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で、個人番号カード等を使用して印鑑登録証明書、住民票の写し、課税・非課税証明書等が取得可能となることに伴い、手数料を 1 件当たり窓口 300 円に対し、利用促進のために 200 円とするため、本条例の一部を改正するも

のでございます。

次に、議案第38号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で、個人番号カード等を使用して印鑑登録証明書を取得することを可能にするため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第39号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、昨年、令和5年に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られることとなったため、同項に基づき罰則規定を定めた本条例の一部を改正するものでございます。

なお、附則に、施行日前にした行為に対する罰則適用については従来例による旨を規定しております。

最後に、議案第40号 三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定については、廃棄物の再資源化の促進と山辺・県北西部広域環境衛生組合の廃棄物処理施設への移行に伴い、一般廃棄物処理手数料等の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、規約の変更1件についてご説明申し上げます。

議案第41号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、地方自治法第291条の3第1項の規定により、奈良県後期高齢者医療広域連合規約を変更いたしたく、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が令和6年12月2日に廃止されることに伴い変更されるものであり、内容は、奈良県後期高齢者医療広域連合規約において、市町村において処理する事務として、被保険者証及び資格証明書の引渡しや返還の受付を規定していることから、当該規定から被保険者証及び資格証明書の文言を削除し、新たに資格確認書等の文言を加えるものでございます。

次に、請負契約の締結1件についてご説明申し上げます。

議案第42号 工業ゾーン三宅1号線道路改良工事請負契約の締結については、本契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、工業ゾーン三宅1号線道路改良工事で、契約の方法は指名競争入札です。契約の金額は、消費税込みで4,721万4,200円、契約の相手方は、桜井市大字桜井281番地7、株式会社中和コンストラクション代表取締役、大浦晃平でございます。

次に、協議1件についてご説明を申し上げます。

議案第43号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議については、奈良県及び関係市町村で、水道事業及び水道用水供給事業の経営に関する事務並びにこれらに附随する事務を共同処理するため、地方自治法第284条第2項の規定により、関係団体との協議により規約を定め、奈良県広域水道企業団を設立することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、承認1件についてご説明申し上げます。

承認第5号 令和6年度三宅町一般会計第4回補正予算の専決処分の承認については、町管理の公園にて、クビアカツヤカミキリの被害発生に伴う桜の木の伐採作業に要する経費を緊急に予算措置する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年8月1日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定に基づき、議会に承認を得るものでございます。

歳出をご説明いたします。

6、7ページをご覧ください。

款8土木費、項3都市計画費、目3公園費では、各種保安管理委託料41万円の増額を行うものでございます。

款14予備費では、本補正の財源調整を行うものでございます。

以上のことから、本補正予算の規模は、財源を予備費としたため、予算総額は第2回補正予算後の47億9,443万9,000円に変わりはありません。

次に、報告1件についてご説明を申し上げます。

報告第3号 令和6年度三宅町一般会計第3回補正予算の専決処分の報告については、新たに住民税非課税等となる世帯給付金事業に要する経費に不足が生じることから、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年7月1日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

歳入よりご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生補助金では、新たに住民税非課税等となる世

帶給付金補助金2,717万5,000円の増額を行うものでございます。

続いて、歳出をご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目8臨時福祉給付金給付事業では、事業費総額を歳入と同額である2,717万5,000円の増額を行うものでございます。

以上のことから、本補正予算の規模は、歳入歳出にそれぞれ2,717万5,000円を増額し、予算総額を47億9,443万9,000円とする補正予算を行ったものでございます。

以上が、今定例会に提出いたしました認定5件、議案12件、承認1件、報告1件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、引き続き、田中会計管理者に説明を求めます。

田中会計管理者。

○会計管理者（田中修三君） それでは、認定第1号から認定第4号までの令和5年度三宅町一般会計、特別会計の歳入歳出決算について、その概要を順次ご説明申し上げます。

決算書の1ページ、決算一覧表をご覧ください。

まず初めに、認定第1号 令和5年度三宅町一般会計決算認定についてでございます。

当初予算額は42億300万円で、その後12回の補正予算により5億470万8,000円を増額し、これに前年度からの繰越事業費繰越金1億2,391万2,000円を加え、最終予算額は48億3,162万円となりました。

これに対しまして、決算額は、歳入総額45億6,760万3,443円、歳出総額44億903万3,493円となり、歳入歳出差引額1億5,856万9,950円が翌年度へ繰越しとなりましたが、内訳といたしましては、翌年度への明許繰越金として、戸籍住民基本台帳費、道路メンテナンス事業、大和平野中央プロジェクト推進事業、ICT環境整備事業及び教育振興費に係る一般財源分2,135万4,000円と純繰越金1億3,721万5,950円でございます。

なお、収入未済額につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車、負担金及び使用料で合わせて1,260万4,347円、不納欠損額につきましては、固定資産税で30万1,811円となっております、滞納処分の執行停止に基づくものとなっております。

続きまして、認定第2号 令和5年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定についてでござ

ざいます。

当初予算額は8億3,500万円で、その後3回の補正予算により555万1,000円を増額し、最終予算額は8億4,055万1,000円となりました。

これに対しまして、決算額は、歳入総額7億1,937万538円、歳出総額7億1,791万7,775円となり、歳入歳出差引額145万2,763円が翌年度へ繰越しとなりました。

なお、収入未済額は、国民健康保険税で425万180円となっております。

次に、認定第3号 令和5年度三宅町介護保険特別会計決算認定についてでございます。

当初予算額は8億6,500万円で、その後3回の補正予算により4,920万5,000円を増額し、最終予算額は9億1,410万5,000円となりました。

これに対しまして、決算額は、歳入総額8億4,831万846円、歳出総額8億3,558万2,126円となり、歳入歳出差引額1,272万8,720円が翌年度へ繰越しとなりました。

なお、収入未済額につきましては、介護保険料で187万7,200円となっております。

次に、認定第4号 令和5年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定についてでございます。

当初予算額は1億5,056万円で、その後1回の補正予算により78万6,000円を増額し、最終予算額は1億5,134万6,000円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額1億4,696万8,822円、歳出総額1億4,696万7,122円となり、歳入歳出差引額1,700円が翌年度へ繰越しとなりました。

なお、収入未済額は、後期高齢者医療保険料で5万5,400円となっております。

次に、一般会計に係ります財産に関する調書についてご説明を申し上げます。

決算書の138ページから139ページをご覧ください。

公有財産、(1)土地及び建物についてでございますが、行政財産のうち消防施設において、錯誤による修正があったことから、建物で74平米の減、保育所において、旧上但馬保育所の用途廃止に伴う行政財産から普通財産への分類替えによる移動を反映した錯誤による修正があったことから、土地で2,113平米の減、建物で1,104平米の減となっております。

続きまして、決算書の140ページをご覧ください。

(2)出資による権利についてですが、磯城郡水道企業団出資金において、広域連絡管整備事業に対する一般会計出資金として、決算年度中増減高は2,760万円の増額となっております。

続きまして、(3)物品についてですが、普通自動車と清掃車の区分におきまして、清掃

車をじんかい収集車に限定したことに伴い、清掃ダンプ車を普通自動車に区分変更を行ったことから2台の減、軽自動車の区分において、女性消防団が使用する小型消防車の区分変更を行ったことから1台の減、日本赤十字社奈良県支部から車両の貸与を受けたことから1台の増、また、錯誤による修正があったことから1台の増、差引きで1台の増となっております。

消防自動車の区分におきまして、女性消防団が指導する小型消防車の区分変更を行ったことから、1台の増となっております。

続きまして、(4)債権についてですが、水洗便所改造資金貸付金におきまして、決算年度中の増減高はなく、決算年度末現在高はゼロ円となっております。

(5)基金についてですが、財政調整基金につきましては、預金利子として62万3,276円、新規として1億円の積立てを行い、決算年度中増減高は1億62万3,276円の増加となっております。

続きまして、公債償還基金につきましては、預金利子として79万6,561円、今後の過疎対策事業債をはじめとした町債の償還財源に充てるため、資金費として5,480万円の積立てを行った一方で、令和4年度に係る町債の償還財源に充てるため、当該基金3,242万5,000円を取り崩し、一般会計繰入れを行ったため、決算年度中増減高は2,317万1,561円の増加となっております。

続きまして、消防基金につきましては、預金利子として1,350円の積立てを行い、決算年度中増減高は1,350円の増加となっております。

続きまして、公共施設等整備基金につきましては、預金利子として20万1,759円、一般廃棄物処理施設をはじめといたしました公共施設等の整備に要する資金に充てるため、新規として1億1,931万9,950円の積立てを行った一方で、保健福祉施設の修繕に要する費用に充てるため、当該基金50万円を取り崩し、一般会計繰入れを行ったため、決算年度中増減高は1億1,902万1,713円の増加となっております。

続きまして、地域振興基金につきましては、預金利子として12万9,259円の積立てを行った一方で、要介護者高齢者紙おむつ等支給事業に要する経費に充てるため、当該基金52万2,773円を取り崩し、一般会計繰入れを行ったため、決算年度中増減高は39万3,522円の減少となっております。

続きまして、小学校施設整備基金につきましては、預金利子として14万3,855円、小学校施設の整備を図るため、新規として5,500万円、三宅小学校に導入した再生可能エネルギー

によって発電されました令和4年度に係る余剰電力買取料金収入分として4,613円、学校給食調理等業務委託に伴う新賃借料収入分として23万700円の積立てを行ったため、決算年度中増減高は5,537万9,168円の増加となっております。

続きまして、ふるさと納税基金につきましては、預金利子として5,440円、新規として1,630万9,598円の積立てを行った一方で、三宅町を応援するために寄せられた寄附金を必要な事業の財源に充てるため、当該基金182万円を取り崩し、一般会計繰入れを行ったため、決算年度中増減高は1,449万5,038円の増加となっております。

続きまして、森林環境譲与税基金につきましては、預金利子として29円、新規として67万2,000円の積立てを行った一方で、木材利用や森林整備の促進と普及啓発を図る経費に充てるため、当該基金5万円を取り崩し、一般会計繰入れを行ったため、決算年度中増減高は62万2,029円の増加となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計に係る財産に関する調書についてご説明申し上げます。決算書の159ページをご覧ください。

(1) 国民健康保険財政調整基金につきましては、基金運用に伴う預金利子2万8,830円の積立てを行った一方で、国民健康保険特別会計の財源を補うため、当該基金928万6,000円を取り崩し、当該特別会計繰入れを行ったため、決算年度中増減高は925万7,170円の減少となっております。

最後に、介護保険特別会計に係る財産に関する調書についてご説明を申し上げます。

決算書の185ページをご覧ください。

(1) 介護給付費準備基金につきましては、基金運用に伴う預金利子2万560円並びに令和4年度介護保険特別会計歳入歳出決算に伴う剰余金の一部2,000万円の積立てを行い、決算年度中の増減高は2,002万560円の増加となっております。

以上、令和5年度三宅町一般会計、特別会計の歳入歳出決算について、その概要を順次ご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、後日、決算審査特別委員会におきまして、令和5年度三宅町決算審査特別委員会資料等により、各所管からご説明を申し上げますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げ、本日の説明を終わります。

○議長(辰巳光則君) ただいま、町長並びに会計管理者の説明が終わりました。

本議案に対する質疑は、9月6日金曜日午前10時より行いますので、よろしく願いいたします。

日程第23、報告第3号 令和6年度三宅町一般会計第3回補正予算の専決処分についての報告1件については、地方自治法第180条第2項の規定により、町長の説明がありましたので、これを報告といたします。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第24、同意第2号 三宅町教育委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第2号 三宅町教育委員会委員の選任については、委員1名の任期が令和6年9月30日をもって任期満了となり、新たに委員を任命する必要があることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町伴堂100番地の6、小坂井佳代、昭和50年5月22日生まれであり、新任でございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

ここで、小坂井教育委員会委員に入場願います。

ただいま本会議におきまして、新たに三宅町教育委員会委員に任命同意されました小坂井委員より挨拶を受けることといたします。演台のほうへどうぞ。

○教育委員会委員（小坂井佳代君） ただいまご紹介に預かりました小坂井佳代と申します。

このたびは、教育委員に任命ご同意いただきまして、ありがとうございます。

これからも皆様のご指導をいただきながら、精いっぱい務めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。ご退場願います。

◎諮問第2号、諮問第3号の上程、説明、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第25並びに日程第26、諮問第2号並びに諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、令和6年12月31日をもって委員1名の任期が満了となることから、新たに委員を選任すべく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、委員を推薦するため、議会に諮問するものでございます。住所、氏名等の朗読をし、ご説明申し上げます。

三宅町大字石見3番地の1、巽 公良、昭和28年12月13日生まれでございます。新任でございます。

ご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、こちらと同じく令和6年12月31日をもって、委員1名の任期が満了となることから、新たに委員を選任すべく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、委員を推薦するため、議会に諮問するものでございます。住所、氏名等を朗読し、ご説明申し上げます。

三宅町大字但馬458番地の5、古川千賀子、昭和32年9月15日生まれです。新任でございます。

ご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

ご意見はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 意見なしと認めます。

お諮りします。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決することに決定しました。

お諮りします。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） 本日は、これをもって散会いたします。

次回は、9月6日金曜日午前10時より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

(午前10時51分)

令和6年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和6年9月6日金曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅本睦男	久保憲史	川鱈実希子
瀬角清司	松本健	渡辺哲久
森内哲也	辰巳光則	池田年夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田浩司	教育長	大泉志保
みやげイノベーション推進部長	竹谷公秀	総務部長	森本典秀
住民福祉部長	宮内秀樹	健康こども局長	植村恵美
まちづくり推進部長	岡橋正識	会計管理者	田中修三
教育委員会事務局長	出口正		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 堀川佳則

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5番議員 松本 健 6番議員 渡辺 哲久

令和6年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和6年 9月 6日 金曜日

午 前 10時00分 再 開

- 日程第1 認定第1号から認定第5号までの5議案に対する決算審査特別委員会付託について
- 日程第2 議案第32号から議案第43号までの12議案、承認第5号に対する各常任委員会付託について
- 日程第3 一般質問について

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。

それでは、令和6年9月三宅町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎認定第1号～認定第5号の決算審査特別委員会付託について

○議長（辰巳光則君） 日程第1、認定第1号 令和5年度三宅町一般会計決算認定についてより認定第5号 令和5年度三宅町下水道事業会計決算認定についてまでの5議案につきましては、さきに設置しました三宅町決算審査特別委員会に付託し、委員はオブザーバーである議長を省く全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、三宅町決算審査特別委員会に付託することに決定しました。

◎議案第32号～承認第5号の各委員会付託について

○議長（辰巳光則君） 日程第2、議案第32号 令和6年度三宅町一般会計第5回補正予算についてより承認第5号 令和6年度三宅町一般会計第4回補正予算の専決処分の承認についてまでの議案12件、承認1件を各常任委員会へ付託し、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第32号 令和6年度三宅町一般会計第5回補正予算について

より承認第5号 令和6年度三宅町一般会計第4回補正予算の専決処分の承認についてまでの議案12件、承認1件を各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎一般質問

○議長（辰巳光則君） 日程第3、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 森内哲也君

○議長（辰巳光則君） 7番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

7番議員、森内哲也君。

○7番（森内哲也君） ただいま議長のお許しいたいただきましたので、発言させていただきます。

1番ということで、いつになく緊張しておりますが、よろしくお願ひします。

私のほうから2点質問させていただきます。

1つは、トイレ・トレーラー、あるいはトイレトラック、災害時に大活躍するというのが、このお正月のね、地震でも分かっています。また、公衆トイレ造ってほしいというような住民さんの要望もあったことと思います。そういうのに対応できますので、トイレ・トレーラーあるいはトイレトラックの導入の検討を提案しますというのが1つになっております。

もう2つ目です。三宅町交流まちづくりセンターのMi i Moについてです。

年間の維持運営費はずばり幾らでしょうかというのと、今後の方針についてという形でタイトルをつけさせていただいております。

まずは、1つ目から質問させていただきます。

本年のお正月から大地震が能登半島で起こりました。いまだに復旧が進んでいない地域があるという話も聞いております。

災害時、ライフラインがストップするといろいろと困ることが起こりますが、この問題が一番困るようですということで、トイレ問題出てきます。避難所で他人同士が生活するとなると、どうしてもトイレを我慢してしまって、体調を壊す方が続出する、そんなことも経験として分かっているかと思っております。

それを踏まえまして、我が町でも導入の提案をしたいと思いますが、いかがでしょうかというのが1つです。

2つ目です。Mi i Moについてのほうです。

運営から3年ですかね、経ちましたので、決算の資料が議案としても出る時期です。9月の議会、決算議会となっております。

ずばり、M i i M oの維持管理費は、大体年間幾らぐらいでしょうかという質問です。

住民さんの活躍の場となる建物だと思っております。分かりやすく説明していただけるとありがたいと思っております。

現在、M i i M oは町直営、町が管理したり運営したりするそういう施設だと思っております。今は、光熱費や施設の維持費、スタッフの人件費など、運営に関して必要なお金は町の予算から出ていると理解しております。

行く行くは、町の手から離れて、住民主体でM i i M oの運営が行われて、また、会社を立ち上げて、M i i M oを拠点に、三宅町にとって有益なビジネスを行うという未来を考えているということの計画、はずだったと思います。

M i i M oを使ってもらって頂いたお金は、町の懐に入れるのではなくて、M i i M oを運営する原資、お金として地域や利用者に還元する仕組みになっている、そういうふうになっていると思います。

ということであれば、町の、町の職員さんとすれば、どうすれば使用の頻度が上がるのか、お金を稼ぐにはどうしたらいいのか、ほかには、住民主体の施設の運営はどうしたらいいのか、会社を立ち上げて経済を回していくということをどうやってやっていいのかなど、なかなか公務員さんとしては普通考えないな、考えないようなことを強いられていると思います。そのために、視察に行かれたりもされていると思っております。

様々な努力はこちらにも伝わってきております。伝わってきているんですが、なかなか公務員の仕事の枠組みと違い過ぎて、また無理をしてはるのではないかというような感じも考えています。

なので、また、数年で結果が出るとは言えない事業だと思っておりますので、異動がある公務員に公務員らしくない仕事を任せてしまうということはなかなか思い切ったことができない、チャレンジができないのではないかと懸念しておりますが、いかがなものでしょうか。

今後、M i i M oはどういうスケジュール感でどうなっていくのでしょうか。

具体的には、お金を、どうすれば使用頻度が上がるのか、お金を稼ぐにはどうしたらいいのか、住民主体の施設運営をするにはどうしたらいいのか、会社を立ち上げて経済を動かしていくのはどうやってやっていくのか、そういったことを質問させていただきます。

以上が質問です。再質問は自席からさせていただきます。お願いします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、トイレトレーラーの導入の検討のご質問にお答えいたします。

災害時におけるトイレ問題は非常に重要な課題であり、必要不可欠なライフラインであると承知しているところでございます。

さて、議員ご提案のトイレトレーラーについては、幾つかの自治体でも導入がされております。大規模災害時でのトイレ環境の改善対策の一つとして注目されており、今年1月に発生した能登半島地震においても、災害派遣トイレネットワークプロジェクトの要請を受け、迅速な支援がなされたとの報道がされております。

ただ、同時に、地震により水道配管が損傷し給水できず、下水配管も損傷している中で汚物を流すことができない状況や、トイレを利用していくうち、汚れを掃除することができず、汚れのひどさから利用することもできなかつたなど、感染症等の衛生上の問題も発生したと聞いており、いかにトイレをきれいに利用できる環境を確保することが重要であり、課題であると改めて認識させられた次第でございます。

したがいまして、今回のご提案に対し、様々な懸案もある中、検討が必要であると考えております。

特に、議員もご紹介された田原本町が購入されたトイレトレーラーについて調査したところ、購入費に1,600万円、2トンダンプへの艀装や職員の牽引免許取得等の費用に約90万円を要し、令和2年度に整備されたようでございます。

現在では、物価高騰等により車両価格は値上がりしていると推測されますが、車検等の維持管理経費が毎年15万円程度、通常保管するスペースの確保、また、駐車したままではタイヤが変形してしまうため、そのままに放置せず、定期的に車を動かす必要があるようです。特に、利用後においては、タンク内の清掃にかなりの手間と時間を要することで、経費とともに維持管理に注意が必要であり、購入にはハードルを感じているのも事実でございます。

現在、本町では、大規模災害時でのトイレの確保に対し、組立て式簡易トイレ20台、マンホールトイレ9台、自動ラップトイレ2台のポータブルトイレが計31台、さらに、トイレ凝固剤2,100個、排便収納袋1,000枚を備蓄しており、今年の2月、総合防災訓練でも防災士会より紹介がありました被災者自身で用意する簡易トイレの使用についても推進しているところでございます。特に、この簡易トイレは、バケツでも代用が可能であり、コストも安く、汚れていても代替が可能であり、避難所だけではなく、各家庭においても使いやすいもので

あることから、食料品等の備蓄とともにご準備いただくよう啓発にも力を入れてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、まだまだ解決すべき技術的な課題や、本町ならではの地域状況、災害想定も考慮した上で研究し、検討してまいりたく、ご理解のほどよろしくようお願い申し上げます。

続きまして、三宅町交流まちづくりセンターM i i M o についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の冒頭にございました年間の維持管理費につきましては、これまで議会においてもご審議いただいたところがございます。森内議員におかれましても詳細を把握されているものと拝察いたしますので、この場での説明は割愛し、今議会において上程しております令和5年度決算について、次週開催予定の決算審査特別委員会において改めてご審議いただけますと幸いです。

さて、M i i M o は、本年12月をもって開館から3年を迎えるわけですがございますが、開館当初こそコロナ禍の多大な影響を受け、前途多難な船出となりましたが、その後も地道に粘り強く、着実に一步ずつ足を進めることで、年を重ねるごとに認知度も向上し、利用者数や稼働率も順調に推移しております。

次に、M i i M o の使用頻度、お金の稼ぎ方、住民主体の施設運営、会社の立ち上げについてのご質問ですが、森内議員お述べのとおり、これらは全国的に見ても過去に例のない取組であり、本町の職員だけで到底進められるものでないことから、森内議員も既にご承知のとおり、M i i M o 開館当初から地域住民等参加のM i i M o 運営委員会をはじめとした官民連携による運営を積極的に進めているところでございます。

その中で、民間ならではの知見やアイデア、リソース等を活用し、これまでM i i M o 来館者や施設稼働率の向上に寄与する自主企画イベントの開催やアメニティーの向上、利用者の利用実態に即した管理運営上のルール変更や新規追加等、実践的な取組を重ねてまいりました。その甲斐あってか、M i i M o 独自の取組とその成果が周囲の耳目と評価を集め、今では官民を問わず、全国津々浦々から現地視察にお越しいただいております。

これからもこの流れを止めることなく、みやけビジョン実現のため、本町のビジョン・ミッション・バリューを体現する拠点として、官民連携による今後新たな取組等を通じ、地域住民の意識の醸成と行動変容を促すことで、M i i M o の施設運営における地域住民主体への移行、新規ビジネスの創出や町内エコシステムの確立につながるよう、引き続き本町がM

i i M o の日常の維持管理面でしっかりと下支えしていきたいと考えております。

以上で森内議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） 再質問させていただきます。

まず、トイレトレーラー、トラック、その辺のお話です。

今、お答えいただいたとおり、購入にハードルを感じているという、もうそのとおりだと思います。

私、これ知ったのは、今回、能登の地震が起こって、今後どうなっていくんやろとか興味があって、議員研修みたいなどころに行ったら、田原本がトイレトレーラー買われて、それがいち早く能登に行って、中学校かな、設置されて。すごくありがとうございますというように、田原本経由ではなくて、ほかから聞いて、すごくいい活動しているな。うちでもあればね、ほかの地域ともつながる一つのアイテムになるのかな、助け合いみたいな。そういうこともあっての質問をさせていただきました。まあ、すごくハードルがあるということも実際問題です。

田原本、購入されたときは1,600万円ぐらい、トラックトレーラーですかね。自体が今、ちょっと値段を調べてみると1,000万ぐらい値上がりしているという現状があります。今の田原本、購入の際には、緊急防災対策債とか使って、自腹がなかったみたいなのも聞いているので、購入するときには、そういったものも当然使ってということだと思いますけれども、もちろん、自腹結構少なくて入るというのも、分かってはりますよねみたいな質問で、取りあえず。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 森内議員おっしゃるように、防災の起債であったりとか、あと民間の活力ですね。資金を利用してということもお聞きしておりますので、全てが町の税金で購入しているものではないとは、はい、分かっております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） 取りあえず、そうしたら、何というんでしょう、検討課題ではありますと、しますということであるので、ちょっといいものですよという話で伝えておきます。

ちょっと原稿作ってきたので、質問に絡めて読ませてもらいます。

災害時のトイレ問題は、誰しも避けたい話題ですけれども、避けて通れない現実です。災

害が発生した際、インフラが機能しなくなり、通常のトイレ利用が困難になることがあります。これは衛生面だけではなく、健康や人々の尊厳に関わる深刻な問題です。

これも分かっていますよというような回答をさっきいただいております。

災害時に、不適切に管理されたトイレの状況を想像してみてください。あふれた汚水や、し尿まみれのトイレトーパーが飛散している状況ですね。生活に大きな影響を与えます。

災害時にトイレが足りないとなる前に準備しておくことが、住民さんの安心安全に直結することではあります。備えあれば憂いなしということで、トイレトラックやトレーラーの購入は、ぜひ合理的な、実現的な、現実的な選択肢の一つとして入れていただけたらと思います。

こういった形で検討なりをしていただければいいのかなかをちょっと聞いておきます。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） どういった形でといいますのは……ちょっとごめんなさい。

○議長（辰巳光則君） さっきの回答やったら、重要性は分かるけれども、お金もかかるしということで、今多分そういう検討はされていないというふうな回答に思ったのかなということなので。

○7番（森内哲也君） 私としては、行政文書というか、行政の回答としては、けど買わへんというふうに受けているので、そうじゃないんですかとか、そういう、なかなかはっきり買うとも買わへんともこの場では言えないと思うので、検討をほんまにしてくれるんですかという質問なんですけれども。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 森内議員がおっしゃる災害時のトイレ事情は、環境や衛生状況によりまして、被災者がトイレの使用を遠慮しがちだということもありまして、まずトイレに行かない。行きたくないので水分補給しないとかという、体調を崩すという悪循環がつながるといような要因になっていると聞いて分かっております。

もちろん、被災時の重要な問題として捉えておりまして、できる限りトイレ事情に関してはいろんな準備をしておかなければいけないということは考えております。

トイレトレーラーの導入につきましては、先ほど町長のご回答でも述べさせていただいたとおり、特性や費用面について、いろんな災害想定も踏まえながら、今後ちょっと研究し、検討したいと思っておりますので、すみません、ご理解のほうよろしく願います。

○議長（辰巳光則君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

そういう回答になるかなともおもんばかりです。

あともう一つ、以前、まちトークかな、町長が来られてお話するみたいな形のところで、あるボランティアガイドの団体からとかも、何か来てもらってもトイレないからトイレ造ってもらえないのとか、住民さんからの要望ですよね。あるいは、あったのは、石見に通学、小学校帰る子で、やっぱり遠いから、近くにトイレがついているところがあったらいいよねみたいな意見もあったと思います。実際問題、私も、石見の学校の間ぐらいに家があるので、小学校のときに、トイレさせてやという友達、何人も一緒に帰ったということもありました。今、ちょっとそういうことができるのかどうか分からないですけども、そういった面で、災害時だけでなくでも使える当然ものにはなりますので、そういった点での検討とかはどうでしょうか。

以前、トイレ考えられないんですかみたいな質問のときには、町長の回答としては、トイレだけを造る、やっぱりそれ、管理の問題が一番かなと思っています。これ、導入しても当然、それ一緒かなとも思っていますので、住民さんの要望として、トイレだけでは造らない、何かと結びつけてやったら造ることも考えられますよみたいな回答を住民さんからの要望の際にはされていたので、これ、そういう意味で、災害時だけでなくでも使えますよという意見もあるので、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

田原本町さん、今、先行で導入をされていますので、そういったところの他の利活用の事例というところも参考にしながら、検討させていただきたいと思っております。

○議長（辰巳光則君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） ぜひいろいろとね、入れろとは言っていないので、検討していただけて、住民さんの福祉の向上につながればいいかな。これだけじゃなくて、ほかの方法もあるよというような意見も出てくればいいかなと思っていますので、ぜひいろいろと考えてみていただけたらと思います。

そうしたら、次に、Mi i Moのほうに移らせていただきます。

私、この質問で、Mi i Moの運営始まって3年たったのかなということなんで、大体、維持管理費なんかも、1年だけやったら、ばんと上がったたり下がったりがあるんで、大体何ぼぐらいですかというのが聞きたくて質問しました。

高いから、こんなやめろやと言うつもりは全くなくて、逆です。高いけれども、やっぱり僕ら三宅町民にとっては必要な施設なので、管理していこうよ、僕ら住民、何とか応援しようよというような形になればいいと思っています。

ここで、質問の中に、何かよく知っているので割愛しますみたいな感じで書かれているので、ぜひこの場で、大体、何年間やってきて、年これぐらいかかっていますよという数字を言っていただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） 竹谷みやけイノベーション推進部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） すみません、今、手元に令和5年度の決算ベースの数字でございましたらございますので、参考に申し上げさせていただきますと、日常の光熱水費とか清掃、施設修繕等の施設管理費におきましては1,373万1,000円、それから、Mi i Mo スタッフの人件費ですとか、地域おこし協力隊関連費、Mi i Mo 運営委員会の負担金等の運営費におきましては3,872万9,000円、それから、図書スタッフの人件費ですとか、図書購入費等の図書運営費につきましては534万3,000円、合計で5,780万3,000円となっております。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

今、5年度の管理費というんですかね、合計を言っていただきました。

3年度スタートなので、3年度、4年度と比べて、5年度が突出しているとかということもないですか。大体何がし五千万のお金と考えていいのかどうかというところ、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷みやけイノベーション推進部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） そうしますと、3年度と4年度のデータにつきましては、今ちょっと手元にございませんで、はっきりとしたことは申し上げられないということで、すみません、ご了承いただければと思います。

○議長（辰巳光則君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） 私のほうは、データを持っています。

この数字を言うので、やや突出しているかどうかというのはどうかなと思いますので。

施設管理費のほうですね。令和4年度は1,236万4,000円、1,230万ぐらいなので、あんまり今年度と変わらないのかなと思います。

その前ですね。初年度が3,200万ぐらいかかっています。施設管理費のほうですね。なので、初年度はあんまり、初年度なんでね、参考にできないのかなという感じでは思っています。これ管理費ですね。

あんまりここで細かい数字を上げては仕方がないので、それぐらいでしておきます。

運営費のほうですね。ソフトの面ですね。それが4,000万弱ぐらい今年度かかっていたと思います。令和4年度は、結構これね、1,500万ぐらいなんですよ。なので、割と倍ほどの差があるので、これはどっちの数字を参考にして運営費、ソフトのほうを考えたらいいのかなというのは質問としてはあります。

また、決算委員会に持ち込んでええかなとは思いますが、大体3年目にも入って、4年目かな、なっているので、そのあたりはどうか。把握してくださっていて、そのあたりでどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

ほぼ増額の部分につきましては、地域おこし協力隊の人件費というところでご理解いただけたらと思います。

こちらのほうは国費を利用して、国の財政措置も利用しながらの制度を活用したところになっております。

○議長（辰巳光則君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） 今の、令和4年度は地域おこし協力隊があんまり参加していなかった。それで、5年度、去年はその人が来ましたという理解でいいですか。

ほんなら、そのソフトな部分、回す運営の部分ですね。これ、3,800万、5年度でした。この数字ぐらいで運営はいくのか。

はたまた、この運営費の中には、多分、部長の給料とか課長の給料は含まれていませんよね。そうしたら、それを含めて本当にソフトの部分なのか。そのあたりの考え方はいかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） そこは違うんじゃない。

森田町長。

○町長（森田浩司君） まあ、職員の人件費は職員の人件費としてあれなんですけれども、地域おこし協力隊の活用というところを積極的に進めてまいろうというふうにも考えておりますので、その部分については増えていく見込みかなというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） あの、変な言い方になりました。

前年度の3,800万円の運営費というので、もう部長、課長が手を放すというか、会社みたいなのを起こしたときに、どうぞとやったときに、この費用で収まるのかどうかというのが思っているんですよ。いやいや、実は、僕らもバックアップしているんで、運営なり費用あるんですよという考え方で、今と同じ考え方でいくのか、もう4,000万弱ぐらいの費用で運営を任すんやというふうに考えておられるのか。そのあたりをちょっとお聞かせいただけたらなという質問です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 施設利用料だけでは、もうもはや賄えないというところは、もう当初から、地域計画どおりご説明してきたところでございます。

当初の計画どおり、施設管理面というところは行政が担いながら、どういうふうな運営というところをしていくかというのは、これからまだまだ模索をしていく必要があるかなというふうに考えております。

また、今、単純に行政職員が手を引く、引かないというところではなくて、行政的な今、手続等々いろんなこともございますので、例えば今、M i i M oでタクシー券の受付等も行っていきますので、行政としてしっかりと住民さんのサービスに役立つような連携というところも必要であるというふうに考えておりますので、そういった観点からも様々な検討を進めたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） タクシーチケットとか、まあ、いろいろ行政の事業をそこでしていただくには何も問題ないんですけども、M i i M oの運営委員会というのが、こちら先ほどの回答でも、住民参加で運営されていますみたいな感じで思ったんですけども、私の感覚としては、やっぱり役場の職員さんとかの主導じゃないのかなという感覚があります。

というのは、私、社協とかがやっているボランティア協議会とかにも入っていて、何かそういうのの会議とかに動くんですけども、M i i M oの運営に関して、ボランティア協議会なんで、やっぱりそれこそ無償で三宅で何かやりたいねという人の集まりですわ、当然。そこに、いや、M i i M oでいろいろやってんでという人の声がありませんので、本当にこれ、住民参加で一番声をかけなあかん人のところに、これかかっていないんじゃないかなという印象がすごくあるんですよ。

だから、それが住民主体で運営委員会やっていますと言われたときに、どうしてもほんまかいなという疑義が拭えないというのが正直なところなんで、そういったところに職員さんが、まあ、いいんですよ、引っ張って行ってくださっても。というのがあって、そんなことはないとおっしゃってくださるのか、いや実はと言われるのか分かりませんが、その辺のちょっと回答を求めさせていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

運営委員会、住民さんのところで公募委員というところで募集をさせていただいて、手を挙げていただいた方というところがまず今入っていただいているというところがございます。

今、運営委員会の中でも、次期の運営委員の皆様をどういうふうに、どういう体制にしていくかというところの議論というところが少しずつ進んでいるところですので、今後、公募の数であったり、委員の在り方というところもこの運営委員会で様々な角度から今議論をされているところでございますので、もともとM i i M oというのは、誰かに何かをやってくださいというよりは、自分たちのやりたいのをかなえる場所というところで、しっかりと自分たちでも参画していきたいという方の思いというところをしっかりと受け止めていきたいというふうに思っておりますので、そういった観点からも今、運営委員会の中で、メンバーの皆さんで、次期運営委員の形というところをどうするか議論というところを、対話というところを今進めていただいているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） 自分らでやりたいという声をピックアップしたいというのはすごくよく分かるし、そのとおりのやなどは実は思っているんですけども、やはり行政の仕事としたら、公平だとか公正だとか、何であの人なのと言われたときに、いやいや実はこのことかなるので、まだまだやっぱり質問でもあったんですけども、行政職員がM i i M o運営、会社、まちづくり会社みたいなものに預けたりというようなもう目標もあるわけですから、実際にするのは難しいのかなと思っておりますので、そのあたりの考え方としては、なるべく行政、タッチせずにいきますというやり方というのか、方向性が見えておれば、具体的なやり方ですね。ちょっとお答えいただけたらなと思っております。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 当初より、民間、全て民間に任すという形ではなく、新たな官民連携の形というところを模索していくというところを考えておりますので、そこはうまく新たな

いい形というところ、まだまだ答えは全然出ていないところがございますけれども、日々チャレンジしながら、失敗しながら経験に変えて、皆さんと対話をしながら前へ進めてきたこの3年間でございますので、少しずつですけれども、そういったところが評価をされて、利用者の増にもつながり、また、視察等々にも来ていただいているという現状になっているかなというふうに認識しているところです。

○議長（辰巳光則君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） 文章で、Mi i Moの規程みたいなのがあったかな、目標みたいなところに、4年、5年ぐらいで民間会社というんですかね、まちづくり会社立ち上げるというような文言があったので、そのあたりの進捗状況とかというのはどうでしょうか。

実は、先日、我々議員有志で、まちづくり会社、茨城県の境町、見てきました。やっぱりそこは、もう民間の力を入れてやりたいと言って、やってはりました。それも、地域おこし協力隊というのを導入していたんですけれども、うちとは全く逆で、こういう人が欲しいと言うて、その人に来てくれと言うて、給料は、いや、実は地域おこし協力隊の制度を使ってのお金しかないけれども、取りあえず頑張ってくれ。もうけたらどんどんという感じで、地域おこし協力隊を呼んで何かやってじゃなくて、逆。この人欲しい、こういうことがしたいからというので、全く逆の発想だったので、そういったこととかを考えておられるようであればね、4年までにまちづくり会社でつくりたいみたいな目標があるので、そのあたりの作戦というか、考えがあるようであれば、お願いしたいなどは思っています。

もうね、地域おこし協力隊来てくれて、頑張ってきているので、もう逆に、もうお前から自由にやれとやってもええかなとは思っているんですけれども、そのあたりも、作戦ですね、あれば教えていただきたいと思うんですけれども。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

境町と同じ、実は境町と同じ方式で地域おこし協力隊の採用というところを計画して、今進めているところです。

まず、プロジェクトマネージャーを採用して、チームビルディング、どういうチーム構成をするかというところを検討しながら、今メンバーを集めて、デザイナーであったり、2級建築士であったり、ライターであったり、イベントプロデューサーという形でプロデュースする方というところとか、様々な形で計画的に今採用というところを進めているところです。

民間会社というところですが、やはりこれ立ち上げて赤字経営を続けるわけにはい

きませんので、そういった収益的なところをどういうふうに確保していくかという、何を核にしたまちづくり会社の経営をしていくかというところの議論は今進めているところでございますが、そういったところの収益的なところ、経営という部分も含めてしっかりと検討する必要があると思うので、この運営管理を任せばずっと黒字経営かというところではなく、やはり自ら稼ぐ力というところをこのまちづくり会社、地域商社には求めていくということが必要であるというふうに考えておりますので、そういったビジネス面においてもしっかりと検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員、残り時間3分です。

○7番（森内哲也君） はい、もう終わります。

○議長（辰巳光則君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） 今、お話聞いていると、こういう人材が欲しいというので、今来てくれている人はそういう人ですという回答だったと思うので、何かやっぱり、じゃ、こういう作戦でいくというのは、ぜひチームでやってくださったらというので、応援は当然させていただきます。

やはり、稼ぐとかとなると、公正とか公平とかとなってきたらスピード感もなくなるし、柔軟性も当然なくなってくると思うので、やっぱり行政の方、部長が中心になってというのでは、僕はもう現に行き詰っているとは思っているので、そういった今までのやり方ではないやり方でね、ぜひ地域おこし協力隊の方に自由にしていただくというふうな言葉にはなりませんけれどもね、活躍していただける場を提供していただいて、我々三宅町にも貢献、いい結果が出たらいいなと思っております。

以上で終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） これで森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、6番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

6番議員、渡辺哲久君。

○6番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

2つのテーマについて質問をします。

まず1番目、学童保育の委託事業者選定をめぐる住民訴訟についてです。

2020年秋の学童保育の委託事業者選定をめぐる住民訴訟の控訴審の判決が7月25日示され

ました。

三宅町住民である原告の損害賠償請求は棄却されましたが、3名の審査委員による採点修正の過程をめぐり、当時の審査委員長と修正方法が二転三転した審査委員1名の2名を証人採用し、控訴審としては異例の証人尋問が行われ、重要な論点において地裁判決が修正されました。

まず第一に、採点修正により当選者が入れ替わったことについて、証人尋問の結果を踏まえて、委員3名の配点10点の8項目の採点は奇数と偶数の場合があり得たこと、ある委員や、他の委員が2業者のいずれかを一方的に変更したとは考えられないことを考慮すると、15点もの修正がされた経緯は不自然であると言わざるを得ないと明確に示しています。

地裁の原判決では、採点の修正が恣意的に行われたのではないかとの疑いを招くことが避けられない理由として、審査委員全員の採点の集計結果を知った後に修正を行うことだけが挙げられていたのに対して、より明確な根拠を持って「不自然である」と踏み込んでいます。

第二に、判決文では「修正前の採点結果が分かるもの（集計表）については、事務局が資料を廃棄し、パソコン内のデータも削除したため、現在判明しない」と公文書が廃棄されたことも明記しました。不自然な採点修正と言わざるを得ない理由がここにも示されていると言えます。

第三に、採点修正の過程についても、一旦審査委員会の会議で決定された結論を審査委員会を開催せずに変更したこと、修正を必要とする審査委員に個別に連絡を取って修正したことなどは透明性、公平性の観点から問題があると明記しています。

つまり、事実認定について、控訴審は2名の証人尋問を行った上で、原告の主張をほぼ全面的に認めています。原告の請求が棄却された理由は、ただ、採点の変更の不自然な点が見られないではないものの、審査委員全員の了解を得て変更に至っていることだけです。

要するに、証拠が失われたため、不正が行われたと断定することはできず、損害賠償請求が棄却されたに過ぎません。

町長に質問します。

1、大阪高等裁判所によって「不自然」と判定された採点修正を、良しとして決裁してしまった責任を、森田町長はどう考えておられますか。

2、もし再びこのような「不自然な」事態が起き、全ての証拠書類が廃棄されてしまったとき、今回の教訓を踏まえて町長はどう対処されますか。

2つ目のテーマは、少子化対策についてです。

2021年3月に改訂された三宅町人口ビジョンは、今後の少子高齢化と人口減少を予測し、それを食い止める方策を検討し、三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略で具体化していくためのものです。

人口ビジョンには、人口の将来展望として、2060年の総人口4,500人を維持する、2060年の小学生人口300人を維持する、2060年の中学生人口150人を維持することを掲げ、そのためには以下の3つの方策を必要としています。

1番、移住。

30代前半夫婦プラス4歳以下の子供1人の世帯を6世帯、18人。20代前半夫婦3世帯、6人。60代前半夫婦（定年退職者）1世帯、2人。

上記10世帯、計26人が毎年定住していく、1自治会1世帯という割合で考えられています。

2つ目が人口流出についてです。

10代後半から20代前半の流出率、現状をキープする。男子8%、女子9%が現状です。

3番目、合計特殊出生率。

段階的に上昇させる。現在1.23を2044年に2.07へ上げていく。

私は、計画達成が至上命題とは思いませんし、三宅町だけで打開できない課題もありますが、三宅小学校の存続と、1学年2学級以上は必須であると、これまでの一般質問でも意見を述べてきました。計画を立てた以上は、現状点検は必要です。

そこで質問します。

1、提案されている3つの方策、「移住」「人口流出」「合計特殊出生率」は、2021年の計画改定から2024年度の現在に至るまでどうなっていますか。

2、特に少子化を止めるために、町長は今後4年間、どのような政策を組み立てていきますか。

3、人口ビジョンには、奈良県では、25歳から39歳男性のパートアルバイトの割合においても7.0%となり、全国37位となっており、非正規労働者が比較的多いと言えるとあります。不安定な就労により将来展望が描けない、結婚や子育てもそもそも射程に入らない、この層に対する支援をどうしていきますか。

質問は以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、学童保育の委託事業者選定をめぐる住民訴訟についての質問にお答えいたし

ます。

三宅町放課後児童健全育成事業委託事業者の選定に伴う住民訴訟の第二審の判決が令和6年7月25日、大阪高等裁判所より言い渡されました。判決は、第一審の判決と同様、原告の請求をいずれも棄却、訴訟費用は原告の負担とするとのことでした。

それでは、まず、不自然と判定された採点修正を良しとして決裁してしまった責任をどのように考えているかのご質問ですが、もちろん本事務処理が結果的に疑惑を招くものになったことについて、大変重く受け止めるとともに反省すべきものであると考えております。

なお、本件は司法の場に移り、審理され判決が出されたことから、私自身がそれぞれの判決内容について意見を申し述べることは差し控えさせていただきます。

次に、再びこのような不自然な事態が起き、全ての証拠書類が破棄されてしまったとき、今回の教訓を踏まえてどう対処されますかのご質問ですが、令和5年12月の渡辺議員の一般質問にもご回答させていただいたとおり、このような不自然な事態が起らないよう、全ての行政事務について不適切な事務処理により疑惑を招く結果とならないよう、決定までのプロセスを精査し、手法や基準を定義するとともに、ガイドラインを含めたマニュアル等についても見直しを必要とする場合は、随時改訂を行い、今回の教訓を踏まえ、今以上に行政事務の透明性と公平性を確保できるよう適正な行政運営を図ってまいります。

続いて、少子化対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、人口流出に係る推移を数値で報告をさせていただきます。

2021年度の転入者数は178人、転出者数が219人で41人の減少、同じく2022年度は転入203人、転出220人で17名の減少、2023年度は転入196人、転出236人で40人の減少となっております。

また、移住施策の補助金の利用者の推移は、2021年度49名、2022年度59名、2023年度52名という結果でございます。

続いて、少子化を止めるための政策についてですが、少子化の大きな原因は未婚化、晩婚化、晩産化にあると報告されています。また同時に、これらへの原因への対策についても、未婚の男女が結婚し、家族形成しやすい環境の整備が不可欠であると述べられており、結婚後の経済的安定を図るために結婚・出産後の正規雇用の安定、男女の非正規雇用の減少が求められており、また、家族形成環境の確保のためには、性別役割分業の見直しや家庭における男性による家事育児支援、地域社会と連携した育児支援、家庭と仕事の両立支援、また、産みたい人が産むことができるための支援といった取組が必要だと言われております。

三宅町においては、基礎自治体が担う役割として、まずは家族形成環境の確保のための取組を進めることだと考え、これまで結婚、妊娠、出産、子育てに対し、そして子供たちの育ちに対し切れ目のない支援を行うことを目指し、施策化を図ってまいりました。

今後も引き続き、子育て家庭や子供たち、そして地域の方との対話を通し、必要な施策を組立て、サービスの質の向上に努め、安心して子供を産み、育てることができるよう町づくりを進めてまいります。

最後の質問についてですが、渡辺議員お述べのとおり、本町の人口ビジョンに明記された非正規労働者関連データにつきましては、あくまで奈良県全体の実情であり、三宅町固有のものではございませんが、さきの回答でも述べましたように、結婚後の経済的安定を図るために結婚・出産後の正規雇用の安定、男女の非正規雇用の減少が求められていることから、非正規労働者層に対する支援につきましては、本町といたしましても今後持続可能なまちづくりを進めていく上で重要なものと認識しているところです。

そのような中、奈良県においては、令和4年4月に地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する条例が施行され、地域における多様な人材の育成、地域における就労の促進、地域における再就職の支援の3つの柱を掲げて各種施策を展開していると聞き及んでいるところでございます。

また、本町においては、ビジョン・ミッション・バリューの理念の下、昨年度に立ち上げたローカルスタートアップ事業を主軸とした地域の人材育成や新規ビジネスの創出、オープンファクトリー事業による地場産業の魅力PRを通じた新たな担い手の発掘のほか、職業選択の支援や就業意識の醸成のため、県との協働によるアントレプレナー教育プログラムの開催など、独自施策を進めているところでございます。

以上で渡辺議員の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） それでは、再質問、6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 冒頭、学童保育の住民訴訟に関わり、回答に対する意見を述べておきたいと思います。

不信を、疑惑を招くものとなったことについては、重く受け止め反省するということがありました。判決内容について意見を申し述べることは差し控えるとの回答でした。

行政運営をめぐって判決が出された、しかも、今回で言えば、不自然であるとまで言われ、不適切であるとまで具体化に問題が指摘されている判決ですから、行政としてどう受け止めるのかというのは、答えていいことであるし、答えるべきことだと思います。

議会が、立法が行政を監視し、司法が行政と立法を監視するというそういう三権分立の牽制の仕組みから言っても、どう受け止めるのかというのは極めて重要ではないか。判決が出たけれども、知りませんということでは、この民主主義は成り立たないということを、まず冒頭に意見として述べておきます。

具体的な再質問です。

1 番目に、採点修正についてです。

裁判では、被告の三宅町は、この採点修正を単なる技術的修正であると主張してきました。しかし、この採点修正は、最優秀提案者、つまり当選者がひっくり返るといふ重大な結果をもたらしました。

大変なことが起きた、嚴重に精査する必要があるというのが見た普通の感覚だと思われませんが、違いますか。高裁判決を踏まえて、町長は改めてどう考えますか。聞かせてください。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

今回の判決というところは、原告の請求、いずれも棄却というところでございます。それは事実でございます。

また、以前から、監査でもこのような点、指摘をいただいているところに関しましては、以前、渡辺議員からも、議会の皆様方からも、様々なご意見を頂戴しながらガイドラインを含めたマニュアル等を作成し、再発防止に努めているところでございます。

今後もこのようなことが起こらないよう、しっかりと努めてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 6 番、渡辺議員。

○6 番（渡辺哲久君） 何でこんな質問をするかということ、最初の受けた印象、ファーストインプレッションは極めて重要だという意味があるので聞いています。

具体的に、この議会の審査の中でも、1 回目の集計結果や様々な記録を廃棄したのは、町長決裁をした後だと。そこまでは持っていた。町長に決裁を仰ぎ、決裁が下りたので処分したというふうに回答されています。

これは、ちょっと大変な事態だと。真相究明必ず問われるから、関係書類は一切廃棄してはならない。まあ、廃棄しないのは常識ですけどもね。だけれども、廃棄してはならない、必ず保管しろという最初の受け止めが、これはあかん、これは大変な事態だという受け止めであれば、町長が決裁の際にそういう指示をするということも可能であったのではないかと、いうふうに思うわけです。

そういう指示はなされなかったんですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） はい。審査会でいずれも判断されておりますので、それに従ったところでございます。

○議長（辰巳光則君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） ちょっとびっくりしている、本当ですが。

幾らガイドラインがあっても、今後こういうものを生かしてやっていくということですが、そのガイドラインを使って真相究明していくという情熱や意欲がなければ、紙に書かれたガイドラインは、紙の中に置かれたまま、実際に機能することはありません。ガイドラインが町を守るのではなくて、ガイドラインを使って真相究明して疑惑を晴らす、不正をただす、そういうやっぱり人の意欲、人の情熱が町を守っていく、こういうふうに思いますので、この点についてはこれでいいのかな、今の回答でいいのかなと、改めて疑問に思います。

もう一つ、聞きたいことがあります。

採点修正の過程で、プロポーザル審査に関する条例では、プロポーザル実施要領に関すること、審査基準に関することは委員会が決めると定めています。10点項目の、10点満点の項目を偶数採点で行うことは、少なくとも3名の審査委員には伝わっていませんでした。

これは、実施要領や審査基準が審査委員会の論議を経て徹底されていなかったことを示しています。

また、当初の実施要領で100点満点だった採点方法が120点満点に変更されていますが、これも同様です。

つまり、プロポーザル審査が始まる時点で既に条例に反していました。審査委員会が形骸化されていました。この点について、町長はどう考えていますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） このあたりも、裁判で多分判断されているというふうに思いますので、この結果というところをしっかりと受け止めていきたいというふうに思っております。

○議長（辰巳光則君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 裁判の中では、判決の中では、条例に基づいた審査や、審査方法や決定がなされることは当然であるという前提で裁判の審議が行われています。

最終的に、証拠がなかったので不正があったと断定はできないけれども、しかし、この経過については極めて不自然であるという、まあ、そういう結果になっているわけですね。そ

ういう判断が示されているわけです。

審査委員会で通ったというのは、審査委員はほかには何も判断材料がないから、言われたら、そうですとしか言えない。それは裁判所と同じ立場ですよ。

だから、審査委員会がそういうふうになったから、それで私は従ったままでですというのは、町長として、この事態、こういう事態が起きたときにどう対処するのか。そこの役割を果たしたことになるのではないんですか。いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 起こること自体、疑義を持たれること自体がやはり行政として不適切であると考えておりますので、今後そういったことが起こらないよう、しっかりと努めてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 聞きたいことは同じことなんですけれども、町長、そのときどう思って、どうしようとしたのか。やるべきこと、やれることはあったのではないかという、この判決を受けて、そう考えませんかということを知りたいんです。

公文書廃棄についても再質問します。

高等裁判所の判決を踏まえれば、1回目の採点結果の記録が廃棄されてしまっていることが分かった時点で、町長は不正の可能性を疑い、町長の職権により調査に入るべきだったと考えます。私はそう考えます。

町長はいかがですか。

○議長（辰巳光則君） 一回、休憩しますか。

暫時休憩します。

（午前 時 分）

○議長（辰巳光則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 時 分）

○議長（辰巳光則君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 質問は、公文書廃棄が、公文書、記録文書が廃棄されてしまっていたということが分かった時点で、公文書廃棄はしてもいいよと誰も公務員だったら思っていないので、廃棄されてしまったということが分かった時点で、町長は、重要な記録が失われた

と。これはいけないと。町長の権限で、直接的な調査を行うと。廃棄されてしまったものに関しては、例えば、作成した職員から記憶の限りで思い出せることを出すなり、あるいは、記録の断片が残っていれば、それを復元して、記録をもう一度、証拠書類、完全には復元できないかもしれませんが、その時点で可能な範囲、真実の究明に資するようなものを再構築するということ、そのために、町長が直属の調査機関を立ち上げるとか、あるいは、行政の機関を使ってその調査に入るとか、そういうことは町長の権限として十分可能であったというふうに思います。

そういうことはなぜ考えなかったんですかという質問です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

意図が分かりました。

その点におきましては、やはり監査というところがしっかりと入っていただく、外部の監査というところで、第三者的にきっちりとその聞き取りも含め調査をしていただいたと。その監査結果を基に判断をしたというところでございますので、そこの監査というところの第三者のしっかりとした監査というところを、そこを尊重したところでございます。

そのときには、既に監査結果のとおり結果が出ていますので、そこを重く受け止めて、改善というところを図ってきたところでございます。

○議長（辰巳光則君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 外部監査ということは重視したということであれば、何より重視すべきはこの高裁の判決ですよ。司法が行政運営に対して、これでいいのかと問うているわけです。確かに、結果は、賠償請求については棄却ですけれども、事実認定については、ほぼ原告の主張どおりです。

だから、そういう本当にこれでいいのかと、こんなやり方、行政でやっていていいのかというふうに高等裁判所から聞かれているわけだから。行政として、この判決に対して私はこう考えますというのを答えるのは当然じゃないですか。

監査には、町の監査委員の監査の記録も、地方裁判所の審議の中で開示されましたけれども。そういうものと同時に、それ以上に高裁からこういう判決が出ているわけだから、それに対してどう考えるのかというのは、やっぱりちゃんと考えて答えるべきだ。それによって、今後の育成が決まる、町の運営の育成が決まるというふうに考えます。

だから、こういうことが起きたときに、おかしいなとまず思うか。思ったら、証拠が廃棄

されてしまっているのであれば、何らかの方法でそれを調査、修復、復元すると。町長はそういう権限を持っているわけだから、町長が命令して、そういう調査活動を行うと決定して進める。その権限は、例えば監査委員や裁判所にはないわけだから、町長にしかできないことです。

そういう意味で、町長はやっぱりあってはならない公文書廃棄が発覚した時点で、町長自ら調査の先頭に立ってすべきじゃなかったんでしょうか。そういう、ちょっともう一度、そこにお答えになっていないので、お答えください。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 確認させてください。

本案件についての対応のご質問なのか、この今後について、今起こったことの今後についてというようなご質問なのかというところでは。

○議長（辰巳光則君） 本案件についてですね。

6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 過去を振り返らないと、今後の方針は出ないんです。

だから、今考えると、こういうことが今後起きたとしたら、自分はどう対処するのか。そのためには過去を振り返ると、あのとき、ああすべきであったなということが今後の教訓となって生きていくわけでしょう。

だから、未来のために過去を聞いています。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

本当におっしゃるように、今後起きたらという、起きたとしたらというところですけども、今後起きてはならんことだというふうに認識をしているところでございます。

そのためにも、監査等々が今までの審議で、議会の皆さんからいただいたご意見をしっかりと反映しながらの、今再発防止のガイドラインであったり対応というところを図ってきているところでございますので、今後もそういったところで、今後起きないような対策というところをしっかりと努めてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 大阪高裁の判決、これをどう生かすか。これは三宅町にとって、せっかくこういう指摘を受けているわけだから、生かしていくべきだと私は思います。

大阪高等裁判所の判決を、どれだけ怪しくても、不正の証拠を残さなければ逃げ切れると

か、やったもん勝ちじゃ、こう悪く教訓化することだってできないわけではないですよ。い
いほうに教訓化するのではなくて、悪いほうに教訓化するということだってできないわけじ
ゃないです。それをおそれます。

公文書廃棄は、なぜしてはいけないのか。高裁判決を踏まえて、町長の考えをもう一度示
してください。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） そういった点についても、監査でも指摘を受けているところござい
ます。

同様の指摘を受けているところでございますので、それについて今、再発防止のマニユア
ル作成であったりというところ、そういった点も含めて、また、内容は渡辺議員も確認して
いただいていると思いますけれども、そういった公文書の在り方であったり、公文書の廃棄
の意味であったりというところは、マニュアル等、職員研修等も進めているところでござい
ますので、そういったところで再発防止というところに努めてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） そういうものを生かす、情熱、動機をはっきりさせてほしいと聞いて
いるわけですよ。絶対こんなことを許さないぞという気持ちがなければ、あのガイドライン
は生きません。

どうして公文書廃棄をしてはいけないかという、そういうことをすると、町民の行政に
対する信頼が失われるからです。行政は自分たちのために働いている、だったら、行政と一
緒に町づくり頑張ろうという、そういう町民の意欲をそぎます。

そういう根本的な行政の、町民からの信頼を失うという、そういう根本的な問題があるか
ら、いい加減なことをやったら駄目なんですよ。

それから、公文書というのは、職員を守るものでもあります。ちゃんと記録を残しておけ
ば、自分はどのように法や条例にのっとって、公務員として適正な仕事をしたかというこ
を示せるわけです。

今、兵庫県でも一人の命が失われ、問題になってはいますが、やっぱりきちんと公文
書が残されていれば、それは逆にその職員を守るものにもなる。だから、廃棄してはいけな
いんですよ。

そういうことを、この高裁判決を受けて、町長が心に、肝に銘じてそういう情熱を持って
今後仕事を進めていかれるということを期待したいと思います。

もう時間がありませんので。

○議長（辰巳光則君） 今、ちょっと、さっきの休憩時間のときにカウンターが止まっていたので、二、三分やったらオーケーです。

○6番（渡辺哲久君） 大丈夫ですか、はい。

では、ちょっと2つ目の質問を一つだけ聞かせてください。

大体、町長もその辺はご認識されていると思いますが、子育て支援策で少子化が止まるということはないというのがヨーロッパなんかの研究の結果です。やっぱり格差が大きくて、幾ら働いても不安定で低賃金だったら、結婚どころか、子育て、結婚どころか、もう毎日生きていくのが精いっぱい。老後の未来も見えないという、そういう中で少子化が進むのはごく当たり前という状況があります。

そういう中でも有効だと思えるのは、安価な住宅の提供です。これは即、非正規雇用とか低賃金とか改善できるわけではないけれども、やっぱり家賃が安ければ暮らしは安定します。

そういう意味で、三宅町の中でいえば、空き家であるとか、公営住宅だとか、使える有効な資源、三宅町はそういう意味では有利だと思うんですね。

そういう空き家とか公営住宅の活用については、町長、どんなふうにお考えですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 空き家の利活用というところは、以前からも力を入れていくというふうにお答えをさせていただいているとおりでございます。

○議長（辰巳光則君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 公営住宅についてはどうですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 公営住宅に関しましても、必要に応じて様々な形というところを研究してまいりたいというふうにお考えしております。

○議長（辰巳光則君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） ほかのところでもぜひ研究してほしいですけども、ほかの公営住宅でも、例えばシングルマザーのシェアハウス、改造して転用したりとか、大阪でも区営住宅を使って、養護施設から卒業した若者たちのシェアハウスに使っているとか、新しい貧困に対する新しい公営住宅の役割というのは増えています。

それをやろうという地方自治体も増えていきますので、ぜひ研究して、この公営住宅、人口が減ったらからもうどんどん減らしていけではなくて、どう活用できるのか、検討していた

だきたいというふうに思います。

以上で。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

渡辺議員がおっしゃっているのは、茨木の住宅のところだと思っています。そこを運営されている辻さんも、先日、三宅町に来ていただいて、ディスカッションをさせていただきました。次の日、渡辺議員も研修に参加されているということをお聞きしていましたので、その中でも、やはりディスカッションの議論になったのは、建物だけがあっても駄目だと。支援する人がいるというところで、そういった支援も併せて、ソフト面とハード面併せていくということで、やはり意見交換をさせていただいたので、そういった大変な方々をどうやって支えていくか。地域で支え合いをどうつくるかということも併せて提供していく必要があるというふうに認識していますので、そういった面も含めて、検討してまいりたいというふうに考えております。

○6番（渡辺哲久君） 質問終わります。

○議長（辰巳光則君） これで渡辺哲久君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分から再開いたします。

（午前11時13分）

○議長（辰巳光則君） それでは、休憩を解き、再開いたします。

（午前11時19分）

◇ 瀬 角 清 司 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、4番議員、瀬角清司君の一般質問を許します。

4番議員、瀬角清司君。

○4番（瀬角清司君） 議長のお許しを得ましたので、私からは、荒廃農地と特定空き家の廃墟化に対する対策についてお聞きいたします。

国土交通省が、人口減少に伴い、個人所有の空き地が10年間で倍増しているのを受け、廃墟を防ぐ新制度の創設を来年の通常国会での関連法案の提出を目指しておられます。

本町も全国の自治体と変わらず、個人所有の荒廃空き家、荒廃農地が年々増加する傾向にあります。

そこで、私は、特に懸念いたしますのは、管理が全然行き届いていない耕作放棄地や荒廃農地、または荒廃が進み、特定空き家が及ぼす周辺環境への悪影響についての対策でございます。

伴堂地区で私が聞いている事案の中では、荒廃が進む空き家や荒廃農地に住み着く外来種のアライグマやイタチ等が頻繁に民家や耕作地に被害を及ぼす事例も多々聞いておりますし、確認もしています。

また、小学生の通学路に面した特定空き家には、スズメバチの巣ができたとのことで、通学路の変更を余儀なくされております。

そのたびに、町職員さんは、できる限りの対策を取っておられまして、土地所有者の地権者とも連絡を取りながら頑張っておられますが、地権者によっては対応が異なり、思いどおりには対策はできておりません。

今後も、顕著に荒廃地等の問題は増えていく傾向にあると思われれます。国も、荒廃地等に対策を強化される動向であります。

本町も、生活環境に悪い影響を及ぼすと思われる荒廃地等の所有者に対しては、指導や勧告・命令もしくは代執行も辞さない覚悟で臨むことが必要ではないでしょうか。住民の生命・財産を守る意味でも大事なことだと思われれます。

町長の所見をお聞かせください。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 瀬角議員の一般質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、改正空家法では、特定空家予備軍と呼ばれる適切に管理がなされていない空き家についても管理不全空家としての指導の対象とされ、勧告によって固定資産税の軽減措置の対象外とする改正がなされておるところでございます。

瀬角議員がおっしゃっておられるスズメバチの発生により、小学生の部団の集合場所を変更せざるを得なくなった伴堂地区の空き家の件ですが、相続人の一人で、従前に当該空き家に住まわれていたとされる方が判明したので、訪問し、事情を説明し改善を求めましたが、高齢、また、直面しているハチの駆除費用についても低所得であることを理由に応じてもらえず、改善ができない状況でございます。

空き家対策協議会においては、当該住宅の状態は特定空家に該当するとされておりますが、登記名義は既に亡くなられており、相続人が多数におられ、全関係人に対して助言・指導ができていないのが現状でございます。

現在、相続人を特定する作業を急いでおり、司法書士にも最終的な確認を依頼した上で、全ての関係人に対し助言・指導を行い、改善されない場合は勧告を出し、固定資産税の住宅用地特例から除外するよう進めてまいり、当該空き家の状態が改善されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、荒廃農地につきましても、毎年8月に農業委員会として農地パトロールを強化し、荒廃化を未然に防ぐために利用状況調査を行っていただいておりますが、一旦、耕作放棄地となってしまうと、農地法上、代執行など強い行政処分の権限が担保されていないため、苦情通知を発送しても改善されない現状でございます。

連絡が取れない方、連絡があっても何らかの理由で保全管理ができない状況の説明をされる方がいらっしゃいますが、農地の適正管理は、食糧確保、景観保持はもとより、近隣の方への被害抑制の観点から非常に重要であることを、引き続き適切に農地の管理をしていただけるよう、地権者と粘り強く交渉してまいりたいと考えております。

以上で瀬角議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、4番、瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） 丁寧に回答していただきまして、誠にありがとうございます。

回答書の中には、荒廃地であっても農地とかは行政代執行もできないとか、そういうことも書いてあります。もちろんそのとおりです。

だけれども、私が想定している範囲の中の回答であったと思われまして。

では、私からまた再質問いたしますが、私が通告書の中で、スズメバチや等、アライグマとかイタチが頻繁に民家等に悪さ、働きかけをしている場所などは、担当課の方もご存じですけれども、町長、ご存じでしょうか。

また、どのような被害をされて、遭っているか、ご存じでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） はい。当該地については、担当課より報告を受けています。

また、近隣の方々への農作物の被害であったり、様々な近隣の方々からの苦情の声というところが多数寄せられているというところでもお聞き及んでいるところでございます。

○議長（辰巳光則君） 4番、瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） 私、聞いている限り、耕作の放棄地に廃墟が進んで、イタチ等が住み着いて、害獣が出ていて被害を与えると、そういうことを聞いております。

もちろん担当課の職員さんは、その所有者たちにも声かけていただいておりますし、自治会

からも、所有者の方には対策をお願いしておりますけれども、なかなか対応していただけないで困っております。

そういった近隣地の近くの方は、ご自分で自ら外注を取って駆除されているということも、町長、ご存じでしたか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） はい。担当課から報告は受けています。ありがとうございます。

○議長（辰巳光則君） 4番、瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） 自分から駆除するしかないんでしょうかね。

これ、私聞いているところによったら、車の中に入って行って悪さをすると。その車を修繕するのにすごい費用がかかってしまうと。これ泣き寝入りですもんね。

ご自分でそこに家が建っているというだけが、その方の非なのかと思ったら、それもちょっと違うような気がしますし、やっぱりちょっと検討していただけたらなどは思っています。

また、続けてお聞きしますけれども、先ほどのスズメバチの件なんですけれども、通学路を変更せざるを得なくなった特定空家の場所とか所有者もご存じですね。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 存じ上げております。

○議長（辰巳光則君） 4番、瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） すみません。

その通学路は、今年大丈夫でしょうかね。もう今年もそろそろ秋口に入ってきていますので、そんな対応で通学路を変える、そういうような対応をまた今年も考えておられるのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） まちづくり推進部で道路管理の面からお答えしますが、やはり空家法の改正によりまして、ある程度、道路にはみ出した部分なんですけれども、例えば、これは樹木の話なんですけど、この辺は対応させてもらっています。

それで、たしか、後ほどのスズメバチの部分なんですけれども、できている場所というのがやはり家の中になりますので、なかなか手の出せないところにはございます。

この、今、当該家屋なんですけれども、今の調査状況といたしまして、相続人は24名が判明しているところなんですけれども、この辺、先ほど回答ありましたように、確定をしながらか働きかけのほうはさらに増加していきたいというふうを考えております。

○議長（辰巳光則君） 4番、瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） ありがとうございます。

先ほど、回答書の中にもありましたけれども、町の職員さんは迅速に所有者調べられて、面談までして、会って話もしておられますけれども、費用がないと言われたら、もうそこで終わってしまいますものね。だから、それが何か、私はちょっと違うような気もするんですけれども。所有者がおられることですので、大変難しいとは思いますが。

我々、自治会にも協力できることがありましたら、ぜひ一体になって考えていこうとは思いますが、またそのところ、よろしくをお願いします。

あと、こういうその通学路沿線の特定空家などに住み着いたスズメバチとか害獣が、例えば児童とかに被害を及ぼしたり、ハチに子供が刺されたりした場合は、どこに責任があるのでしょうか。誰に責任があるとお考えですか。命に関わることですのでお聞きします。お願いします。

○議長（辰巳光則君） まあ、あまり明確な答えなかったら、ちょっと調べてとかでも。

森田町長。

○町長（森田浩司君） すみません。今すぐお答えできませんので、そのあたり、どういうふうになるかというところは調べさせていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 4番、瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） すぐには分かりませんわね。

だから、今後こういうことは絶対関わってくると思いますね。荒廃農地でも、草が枯葉がね、残っていたら、火も出るかも分かりませんし、それが延べて民家に移るとかということも考えられますしね。

やっぱりそこはしっかり、被害者が出てからでなく、出る前にどのような対応をされるか、ちょっと検討して、条例も含め考えていただけたらなとは思いますが。

何かできたら、所有者も含め、何か救済方法は何かないんですかね。ちょっとそこをお願いしますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 現行の中では、ないというお答えになるかなと思いますけれども、またそういったところも含めて、実情に応じた法改正というところはしっかりと求めていながら、そういった新たな制度設計というところは検討していかなければいけない時期に来ているだろうなというふうには個人的には認識しているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 4番、瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） やっぱり行政だけで考えるのではなく、地域みんなで考えていって、我々も協力しますので、また小さな声を拾っていくような形で、町長、よろしく願います。

もう最後にまとめておきたいと思いますが、特定空家とか耕作放棄地などの荒廃化は、町の景観だけではなく、地域の住民さん同士のコミュニティーも根源からも悪化していくと思われまます。町の衰退化につながっていく、こういう荒廃化ですので、本町も国の方針に伴い、荒廃地等には徹底して指導していくことが必要だと思われまます。

今期で町長も3期目でおられますので、常に住民との対話を重視していくという挑戦を言われておられますので、担当課さんにお任せされるだけではなく、ご自分の目と耳と足で、町内回って、条例なども視野に入れ、関与していただければならないと申し上げまして、私の一般質問は終わりたいと思いまます。

○議長（辰巳光則君） これで瀬角清司君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

9番議員、池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、一般質問をいたします。

まず、非核都市宣言についてであります。

三宅町議会は、昭和60年12月に非核都市宣言を行っております。今年は、広島・長崎に原爆が投下されて79年になります。

私の平成22年9月の一般質問の答弁に、当時の志野町長は「世界の恒久平和は、全ての人類共通の切なる願いであります。誰もが戦争のない平和な世界を当然願っています。しかし、世界には核兵器が存在し、地域紛争などによりかけがえのない命が脅かされていることも事実でございます。私たちは、戦争による世界最初の被爆国の国民として、平和憲法の精神にのっとり、核兵器の廃絶と世界の軍備縮小に向け、積極的な役割を果たさなければなりません。三宅町でも非核三原則を遵守し、先人の伝統と文化遺産を継承し、地球上から核兵器を廃絶し、核のない平和な世界を実現することを求め、昭和60年に非核都市宣言を行っております。三宅小学校におきましても、毎年8月6日に、平和への取組として平和集会を開催しております。さらに、小学校の修学旅行では広島市の平和公園を見学し、戦争の悲惨さを後世

に語り継ぎ、平和の大切さを教えるべく取組も行っております。平和へのメッセージにつきましては、戦争のない平和で美しい地球を子供たちに伝えるため、非核三原則の権利を訴え続けてまいります。さらに、平和への取組といたしまして、引き続き日本国際連合協会奈良県本部にも会員として協力をを行い、毎年実施されております原水禁平和大行進にも後援を行ってまいりたい」と答弁されております。

現在、三宅町として、昭和60年12月に非核都市宣言が議会で議決されて今年39年になります。この議決は町行政の運営との関係をどのように捉えているのか。町としてどのような取組をされているのか、町長の所見を伺います。

非核都市宣言を行っている自治体は、戦争反対等の取組を行っております。以前は、三宅町も三角柱の掲示板を立てて、非核都市宣言を行っているということを住民に告知すると同時に、通行人にも告知していました。非核都市宣言を行っている自治体として、何らかの行動をするべきではありませんか。町長の所見を伺います。

次に、軟骨伝導聴覚補助イヤホンについてであります。

軟骨伝導聴覚補助イヤホンの設置が6月末に住民福祉課、保険医療課、健康子ども課の窓口を設置されました。聞いてみると、購入費用は3万円弱とのことであります。補聴器の必要な方の症状はいろいろな方がおられると思いますが、役場の窓口で試してみて「よかった」という方に対して、町として購入費の補助を出すとか、購入のあつせんをすることはできませんか。町長の所見を伺います。

次に、投票日のバスの配置であります。

7月に町長選挙が行われ、森田町長が再選されました。7月の広報に、投票日の7日に小柳地区と東屏風地区にバスを配置するので、希望の方は連絡してくださいと掲載されておりました。これを見た住民から、小柳地区、東屏風地区を優遇しているのではないかと、また、差別しているのではないかと批判が寄せられています。

まず、バスの配置について、選挙管理委員会ではどのような話合いが行われたのか。広報に掲載するに当たって、どのように議論がされたのか。バス運行に当たっての広報のやり方、全体が高齢化しているので、期日前投票ができる全期間バスを配置することは考えなかったのかなど、選挙管理委員会では論議されなかったのか。結果、投票率はどのようになったのか、町長の所見を伺います。

次に、南海トラフ地震の問題であります。

今年1月1日に能登半島を中心とした大地震が、8月8日には日向灘を震源とする地震が

起きました。以後、気象庁は、南海トラフ地震臨時情報を発表、マスコミなどでも南海トラフの各自治体の対応などが報道されています。

三宅町の対応について、町長の所見を伺います。

以上で一般質問を終わりますが、再質問は自席から行わせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員の一般質問にお答えいたします。

なお、私からは、非核都市宣言について、軟骨伝導聴覚補助イヤホンの設置について、南海トラフに対する対応はのご質問にお答えし、選挙時のバスの配置については、後ほど、総務部長よりご回答申し上げます。

では、非核都市宣言についてのご質問にお答えいたします。

非核都市宣言とは、自治体が核兵器の廃絶を目指し、自らの地域に核兵器を持ち込まない、または核兵器に関与しないことを宣言するものでございます。本町でも非核三原則を遵守し、先人の伝統と文化遺産を継承し、地球上から核兵器を廃絶、核のない平和な世界を実現することを求め、議員お述べのとおり、昭和60年12月に非核都市宣言を行ったものでございます。

では、まず、本町としての取組を申し上げます。

三宅小学校では、さきの6月議会での池田議員の平和教育についてのご質問でもお答えしたとおり、6年生が戦争の話を聞き、自分たちで調べる事前学習をした後、修学旅行として広島県の平和記念館の見学、原爆資料館では被爆者の方から体験談を聞き、戦争の悲惨さ、平和の大切さを学ぶ取組を行っております。

さらに、本町では、広島市と長崎市が世界の都市に国境を越えて連隊し、共に核兵器廃絶への道を切り開くために、これに賛同する自治体で構成された機関である平和首長会議にも登録をし、核兵器のない世界の実現、安全で活力のある都市の実現、平和文化の振興の目標を互いに推進しております。

また、これは議会への訪問と重なりますが、池田議員もご承知のとおり、核兵器廃絶と非核平和の日本を求めて訪問し啓発されている原水爆禁止国民平和行進にも趣旨に賛同し、要請に協力を行っているところでございます。

特に、三宅町議会では、核兵器禁止条例への署名・批准を日本政府に求める意見書を決議され、政府に対し有効なものであると、町行政としてもご支援申し上げるものでございます。

次に、町行政と運営との関係をどのように捉えているかのご質問についてですが、行政としては、この宣言を通じ、住民の皆様に対し、核兵器の廃絶や戦争の回避を目指す平和意識

を啓発しながら、地域社会の平和と安全を促進することで、安全保障に対する意識を高めるものであると期待しているものでございます。

今後も、町行政として、学校や地域で、核兵器の脅威や戦争の悲惨さについての学びの中から、平和への大切さを再確認する機会の提供をするとともに、本町が多くの自治体と連携することで、情報の共有や協力活動が促進され、核兵器のない世界を目指す重要な役割を果たすことができるよう、これからも核廃絶に向け、同様の取組とともに、啓発活動等に対しても推進してまいりたいと考えております。

続きまして、軟骨伝導聴覚補助イヤホンの設置についてのご質問にお答えいたします。

今回設置いたしました軟骨伝導聴覚補助イヤホンにつきましては、補聴器を使用していない軽度・中度の難聴の方々が窓口で利用するのに適しているイヤホンで、住民福祉課、保険医療課、健康子ども課の窓口に設置しております。また、持ち運びが可能なことから、全課にも貸出し等を含め情報共有をしております。

これまでは、耳が聞こえにくい方に対して、大きめの声や筆談で対応しておりましたが、導入後は、通常声量の会話であってもイヤホンを使用することで大きな音量で聞くことができ、大きめの声で会話する必要性もなくなることから、プライバシーが守られ、かつ円滑にコミュニケーションが取れるようになり、窓口で利用された住民の方々からは、よく聞こえる、説明が聞き取りやすくなってよかったなどのお声を頂戴しております。

議員ご質問の、購入費の補助を出すとか、購入のあっせんをするとかできませんかにつきましては、現状では窓口対応用と考えておりますので、本機器の補助については考えてはおりませんが、機器の情報が必要な方への情報提供はさせていただいております。

最後に、南海トラフに対する対応はのご質問にお答えいたします。

開会の挨拶でも触れさせていただきましたが、8月8日午後4時43分頃、日向灘で最大震度6弱の地震が発生し、同日午後7時15分、気象庁より南海トラフ地震臨時情報が発表されました。

役場としては、同時に、総務課長が本町の被災状況を確認し、私と総務部長に情報共有を図りました。幸いなことに、本町での被害はございませんでしたが、翌日の9日、臨時の庁議を招集し、今後の対応について協議をいたしました。

具体的には、以降7日間、本地震の備えとして、地域防災計画に基づく職員の防災体制を1ランク上げる形とし、震度3で1班での体制となる予備動員を、震度4で2班での体制となる1号動員を、震度5以上で全職員での体制となる3号動員での特別体制にて対応を行う

ものとしたものでございます。

特に職員には、参集の流れや、各課において災害応急対策計画における事務分掌の確認や資機材の再確認をするよう指示を出しました。

また、この臨時情報について、住民の皆様が無用な混乱を招かないよう、町公式ホームページでの掲載や安心安全メールを活用し、正確な情報の周知を行いました。

後15日午後5時をもって本町の特別警戒体制も解除いたしましたが、南海トラフに係る大規模な自然災害については発生の可能性は高いと想定されており、今後も自治体が災害対応の主体的な役割を担うべく、適切な災害マネジメントと被災者支援ができるよう準備をしておきたいと考えております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 続きまして、私からは、選挙時のバス配置についてのご質問にお答えします。

なお、ご質問の内容は、選挙の執行に関するご質問と思われれます。本来であれば、町選挙管理委員会からお答えすべきところではございますが、代わりに私からご回答申し上げることになります。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

それでは、まず、選挙管理委員会においてどのような話合いが行われたか、広報に掲載するに当たってどのような論議が行われたか、広報のやり方は、3点のご質問について、経緯も含めて、まとめてご回答申し上げます。

本町のシャトルバスの運行は、令和2年の町長選挙より、投票所を統合したことによる影響を考慮し、有権者の利便性と負担軽減を目的に運行されることになりましたが、利用者が極端に少なく、費用対効果を考慮した結果、令和5年の町議会議員選挙では運行を一旦停止しました。

しかし、今回の町長選挙において、投票率の向上や、交通弱者や高齢者にも優しい対策の一つとして、予約制としたシャトルバスの運行を復活したものでございます。

町選挙管理委員会では、令和6年6月の会議にて事務局案を提示の上、協議された結果、今回の町長選挙の移動支援については、当日の小柳公民館と東屏風体育館から第1投票所となるMi i Moまでの事前予約制による移動の支援を行うことが決定されました。

住民の皆様には、広報誌7月号と町公式ホームページに掲載し、ご案内をするとともに、両自治会において掲示板での掲示や、自治会だよりによるご案内をしていただき、事前の予

約として電話にて受付を行ったものでございます。

次に、全体が高齢化しているのに期日前投票できる全期間バスを配置することは考えなかったのかとのお質問ですが、本シャトルバスの運行については、冒頭でもご回答申し上げましたとおり、投票所の統合による影響を危惧し運行を開始したものであり、全地域のバス運行として考慮したものではございません。

もちろん、車やバスが高齢者や交通弱者の重要な移動手段として重要な役割を持つことは認識していますが、結果として、今回の利用者が6名と過去の実績と変わりなかったことから、事務局としては、投票率に直接影響を及ぼすものではないと考えているところであり、次の選挙のシャトルバスの運行について、改めて検討を要する事項であると考えております。

最後に、町長選挙の投票率ですが、平成28年が74.55%、令和2年が66.8%、今回が52.93%と、毎回約10%程度ずつ低下しております。

令和6年6月議会の一般質問でもご回答させていただいたとおり、投票率の低下の背景は様々な社会的要因があり、単純に原因が特定されるものではございません。

本課題は、町ではなく全体的な課題であると考えておまして、委員会としては、公職選挙法を遵守し、有権者の皆様に政治意識の高揚、選挙に関する情報提供の充実、投票を促す環境づくりに力を入れ、投票率の向上に今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 再質問、9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） まず、軟骨伝導聴覚補助イヤホンについてですけれども、希望者には紹介するというのですが、町内でも難聴で困っておられる方がたくさんおられます。難聴者の補聴器の購入に、奈良県では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の聞こえの確保と言語の発達を支援するため、補聴器購入費の一部補助を行います。県内の自治体でも購入助成を行っている自治体が増えております。

三宅町でも役場の窓口だけでなく、難聴で悩んでおられる住民に購入補助を一刻も早く検討していただきたいと思いますが、町長はいかがお考えですか。

○議長（辰巳光則君） 宮内住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） ただいまの再質問について回答させていただきます。

議員がおっしゃるように、聴力機能の低下により、日常生活を営むことに支障があり、かつ身体障害者手帳を取得することができない高齢者の方に対しましては、高齢者の社会参加及び地域交流を支援するため、今後、補聴器の購入費用の一部助成については検討していかねばならないと考えております。

○議長（辰巳光則君） 9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） 一応、今後検討していくということですので、できるだけ早く検討してもらいたいと思います。

次に、選挙投票日のバスの運行でありますけれども、期日前投票についても、全町を対象にした電話の受付や事前に投票できるようにすべきであります。

今回のやり方は、選挙管理委員会事務局として、町全体を対象とした取組をどのようにしなければならぬかを検討すべきであったのではありませんか。役場職員の仕事として、全住民を対象とした意識があったのか問われるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 池田議員の再質問にお答えします。

全住民を対象とした意識があったのかどうかのご質問でございますが、先ほどの回答でも申し上げたとおり、当初は、投票所を統合することによる影響を危惧してバスの運行を開始したものでありまして、町内全体で運行する思いで検討されたものではございませんでした。

しかしながら、最近の投票率にも顕著に表れていますが、選挙への関心はさらに低くなっている現状でございます。

選挙管理委員会としましても、今後、投票率を向上させるためにも、投票当日だけではなく、期日前投票時にもシャトルバスの運行がどうか、必要かどうかも踏まえまして、様々な視点から検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほうよろしく申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 9番議員、池田議員。

○9番（池田年夫君） 今回の投票日の当日についてでもですけれども、バスを配置するという掲示板とかそういうのはありましたけれども、実際にそのコースだとか、そういういろんな、そういうふうにバスが出るので利用してほしいというようなことも含めて、住民に周知するというをやっぱり今後考えるべきではないでしょうか。

そして、やっぱり、ただその東屏風、あるいは小柳というところで、人口が減ってきて、投票所が一応役場のほうに、M i i M oのほうに移したということだけをその理由にするのではなくして、やっぱり全住民を対象としたやり方を今後考えていく必要がありますので、その点を指摘しておきたいと思います。

次に、非核都市宣言についてであります。

宣言をしただけでは何の意味もありません。自治体として戦争反対の取組を行ってこそ、

意味があるのではないのでしょうか。

小学校では、遺族会の方の話を聞く会なども行われると聞きました。遺族会の方も、当時の戦争の現状を知る方は少なくなってきました。遺族会の方の話を聞いて、テープに録音するとか、音声を翻訳してパンフレットにするとか、三宅町内でも当時の現状を知る方は少なくなってきました。当時のことを後の世に残す必要があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） ご意見ありがとうございます。

本町としましても、戦争の悲惨さを後世に伝えることは、平和を維持し、同じ過ちを繰り返さないためにも非常に重要なことと考えております。

今後も、町長からの回答でもお答えさせていただいたとおり、社会全体の意識を向上するために、歴史教育の充実、平和活動の推進等の取組を継続的に行ってまいりたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） 一応、取り組んでまいりますという答弁なんですけれども、具体的にどのようなことをやっていくのかということをやっぱりしなければならないというように思います。

私の聞いたところでは、当時、三宅小学校生徒であった方が通信兵として広島方面に行かれたということでもあります。これも、卒業していない3月頃に行かれたと、2月か3月頃に行かれたというふうに聞いておりました。それで、数年前に、こういう方が私のところに相談に来られて、何とか卒業証書をもらうことはできないのかという相談がありました。教育長に相談したら、一応卒業証書は発行するようにしたいということで発行されたわけであります。

このように、三宅町でもこのような事象があるわけでもあります。もっとほかの方の話を聞けば、当時の戦争の状態、悲惨さがすぐ分かるのではないかというふうに思います。

三宅町でも戦争の写真展などを行い、戦争を行うことに対する批判の意識を持つような取組が必要ではありませんか。町長の考えを示してください。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 戦争を批判的に捉え、その問題点を広く認識するためには、教育と啓発、戦争の保存と継承、平和教育と非暴力の推進等の取組が必要で重要でございます。

その中で、戦争の写真展は、戦争の現実やその影響を視覚的に伝えるものができるものだ

として考えています。

今後、写真展のご依頼があるならば、ご協力を惜しまず、平和を促進するために自治体として役割を果たしてまいりたいと思いますので、ご理解のほうよろしくお願ひします。

○議長（辰巳光則君） 9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） 今の答弁でも、住民さんからそういう提案があれば、町としても、会場を貸すとかそういうことはやるけれども、実際に町として、平和都市宣言を行っている町として、具体的にどのような戦争反対に対する行動をしていくのかということが全然聞こえてこない。

町職員をはじめとして、まず、これについては町長自身が率先して、その戦争反対の取組について具体的に行動すべきではないかと思うんですけども、町長自身はいかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 個人的には、大人になってから平和記念館、原爆の資料館行かせていただいて、やはり小学校のときに見た印象と全く違うなというふうな思いをしながら、戦争の悲惨さや、やはり核兵器の恐ろしさであるとかというところを改めて再認識したところがございますので、私個人としては、そういったところで感じたことをさらに伝えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） 個人としてはそういうことを伝えてまいりたいというふうに、という答弁なんですけれども、具体的に三宅町で、その当時、どのようなことが行われておったのかということも含めて、今やっぱり語り継いでいかなければ、もうそういう当時におられた方自身が数少なくなってきたというのが現状なんですよ。

だから今、ここでやっぱり三宅町として、非核都市宣言を行っている町として、行政を含めて全体として、この問題にいかにしてやっぱり三宅町の現状を後世に残すかということなども含めて、行政としてどのようにあるべきかということも含めて検討してもらいたいと思います。

先日も、河合町だったと思うんですけども、職員自身がそういう寸劇を行って、住民の方がそこに多数参加されてきているということなどもありますし、行政を含めて、この問題について真剣に取り組んでいく必要があるのではないかとこのように思います。

次に、南海トラフの地震の問題であります。

三宅町の対応は、自治会長に電話で、対応についてホームページに掲載してありますので

見て下さいとのことでした。後で町のホームページに、2024年8月9日、気象庁が午後7時15分頃、南海トラフ地震に関する評価検討会の臨時会合の調査結果を受け、南海トラフ地震臨時情報の巨大地震注意を発表、そして、2024年8月9日に、南海トラフを除いては、いつ大規模地震が発生してもおかしくないことを留意し、日頃からの地震への備えを引き続き実施して下さいということが町のホームページに掲載されていたわけであります。具体的に、町としてどのように対応するのか掲載されておりました。

先ほども町長が答弁であったわけでありますけれども、そういう町として、すぐに取り組んだことなどを含めて、ホームページに掲載し、町としてはこのような体制を取っているのも、もし何かあれば連絡して下さいということも含めて、ホームページにも掲載し、また、住民の財産を守ることが大切ではないかというふうに思うんですけれども、どのように町長は考えておられますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 基本的に、地震というのはいつ起こるか分からない、今起こるかも分かりません。発災したときにどういった対応を取っていくのかというところが重要であると。

今回に関しては、初めて南海トラフに対する地震の臨時情報というので、今後起きる可能性が7日間程度、確率として高くなるというようなところでございましたので、発災したときにしっかりと体制を取れるように、内部でもそれに備えたというところでございます。

行政としても、今回は備えを行ったというところでございますので、発災時における対応というところをしっかりとしていくということが大事になると。そのためにも、まずは、私どもを含めですけれども、住民さんにも、まずは自分の命は自分で守るというような行動をしっかりと備えていただくということが必要であるというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） 今の答弁でも、実際に地震が起きたときにということじゃなしに、こういうとしてもこういう地震などがあった場合に、町として、具体的にそれに対応するような体制というんですか、それについては、やっぱりホームページなどを通じて、住民にこういう体制を町では取っているよということを含めて広報していく必要があるのではないかと思います。

9月1日には、防災の日として、これは全国的にもされているわけであります。また、今週は防災週間ということになっているわけであります。

そういうことで、都道府県としても、そういう災害に対する再確認をし、避難の準備など

を住民に呼びかけている自治体も少なくないわけであります。

巨大地震の発生に備えて、24時間体制で警戒に当たり、職員が交代で泊まり込んだということも新聞などでも報道されているわけであります。

地震が起きてからでは遅いわけですので、その前に、もしそういう報道とか、そういうあれが、連絡があれば、すぐにそういう対応を取るということこそ、行政としてやるべきではないかというふうに思います。

次に、三宅町でも、今まで地震対策として既存木製住宅の耐震診断を町として取り組んでおるわけであります。今まで、何件の方が診断を受けられたのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） ちょっと、通告になかったんですけども、答えられますかね。

岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） ただいま、耐震診断の何件の方が診断を受けられたんでしょうというご質問ですけども、この簡易耐震診断の事業は、平成19年から実施しております。制度化されております。簡易診断として、無料で診断を受けていただく事業なんですけれども、これまでに6年、今時点ですけども、34件の方が診断を受けていただいております。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） 34件受けられて、実際にその後、自分の住宅が危ないよというふうに診断されたら、それでしまいということではいけないというふうに思うんです。

その個人が修理するか、あるいは、それに対する行政としてどのような協力をして、そういう住宅をなくしていくのかということなんかも含めて検討していく必要があるのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 先ほど説明しましたように、簡易木造の耐震診断というのが、昭和56年以前の木造住宅を対象としております。

ですので、耐震診断を受けていただきまして、恐らく結果というのは、大体もう耐震の力、耐力はないという結果になるんですけども、この診断が終わりました後は、建築士と一緒にご訪問させていただいて、耐震改修について促進、促すようにご説明するところなんですけれども、その際には、県のほうで作成されておりますガイドブックがありますので、おおむねの改修の費用等もお示ししながらしているところではございます。

あと、その実績のほうなんですけれども、ちょっと今、27年からしかデータを持っていないんですが、その後、建て替えをされた家屋もありますし、除却をされて更地になっているものもございます。リフォームをされたという、こういう結果がありますけれども、全ての方が解体、耐震改修のほうに進めなかったという現状がございます。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） 耐震診断を受けられた方にして、行政として補助を出していくとか、そういうことも考えなければならないというふうに思うんです。

先日、専門家の方が、能登半島や南海トラフの地震などの経験などから、どのように対応すべきかということに対して発言されておられましたけれども、災害が起きないような町づくりを考えなければならないというふうに発言されているわけでありまして。

それは、私自身もそうだと思うんですけれども、その今、現状で、町としては、木製住宅に対する耐震診断は行っているけれども、その後、災害が起きないような町づくりをしていくために、いかにしてそういう体制をつくっていくのかといえば、やっぱり住民と行政とが協力して、そういう住宅とか、そういう、などについて、やっぱり建て替えとかそういうことも含めて費用がかかるわけでありましてから、それに対する町として、具体的に援助というんですかね、そういうことも考えていく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

町長の考えをお伺いいたします。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 耐震診断に関しましてなんですけれども、耐震改修の補助金のほうは、国庫補助事業でございますけれども、218万円以上の建物に対しまして最大50万円の補助という制度はつくっております。

もちろん、他方、老朽空き家に対する解体補助金のほうも、町単独事業で30万円用意しておりますけれども、これは老朽した家、老朽家屋が道路等への倒壊というのを事前に防ぐという意味で補助金のほうも創設しております。

また、古い住宅で、空き家であって、これを相続された方が売買をされる場合なんですけれども、低未利用土地ということで税制の優遇もございます。こちらのほう、証明書のほうは、まちづくり推進部のほうで証明書のほうは出させていただきます。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） 災害のない町づくりということで、町自身も、今後真剣に考えてもらいたいということを発言して、一般質問を終わります。

○議長（辰巳光則君） これで池田年夫君の一般質問を終わります。

◇ 松 本 健 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、5番議員、松本 健君の一般質問を許します。

5番議員、松本 健君。

○5番（松本 健君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問に移ります。

まずは、町長、再選おめでとうございます。

今回から選挙公報が作られることになり、以前よりも公約が明らかになったと思っています。森田町長におかれましては、以前から引き続き、声を聞く、対話というものが示されていたようです。

私としましても、ぜひ対話を重視した町政運営を進めていただきたいと思います。私も町民の一人ですので、今までよりもより積極的に町長との対話を進め、対話を実らせたいと思いを新たにしているところです。

さて、今、三宅町には要望書というものがあります。主に、各大字の自治会等から総務部を受付窓口として、要望を書面で提出するというものと理解しております。これも対話を実現するための重要な仕組みですよ。担当部門に口頭で相談を持ちかけても、そこで話が終わることが多く、対話とならないことを多く経験しています。

たしか、何年か前に、要望はできるだけ要望書にして出すようにといった方向づけがなされたのではなかったでしょうか。とてもよいことだと思います。

しかし、一方で残念なことがあります。せっかく見える化した要望が、その後どのように処置されたのかが見えません。

以下、質問します。

1、現在、仕掛かり中として積まれている要望の一覧は、どのように作成され管理されているのでしょうか。

2、要望が実現するなり、対応しないと決められた段階で、町の業務として決裁は行われているのでしょうか。

3、要望を受け付け、検討し、処置し、業務終了とする、その一連の仕事の流れが業務マ

マニュアルとして存在するのでしょうか。

町民との対話を重視し、それにより新しい未来をつくっていくためにはとても重要なことだと思しますので、考えをお聞かせください。

再質問は自席で行わせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

なお、本質問の内容が事務的な流れのご質問であると思われるので、流れについて総務部長よりご回答申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） それでは、私から、松本議員の一般質問にお答えします。

まず、現在、仕掛かり中として積み残している要望の一覧は、どのように作成され管理されているのかのご質問ですが、自治会からの要望につきましては、自治会の担当として総務課にて一括受領し、その後、供覧文書として作成、決裁の上、要望内容を担当課に合議を行い、その担当課が対策を検討する流れとなっております。

ただ、総務課では、各要望を把握するために一覧は作成しておりますが、現在、仕掛かり中であるかどうか、また、どのような対応を行ったかどうかも把握し切れていません。

次に、要望が実現するなり、対応しないと決められた段階での、町の業務として決裁は行われているのでしょうか、また、要望を受け、検討し、処置し、業務終了とする、その一連の仕事の流れが業務マニュアルとして存在するのでしょうかのご質問ですが、自治会からのご要望の事務処理についてのマニュアルは存在しませんが、全体の事務処理の流れにつきましては、各担当において、三宅町文書規程及び三宅町役場事務決裁規程に基づき適正に処理されているものと考えています。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 再質問、5番、松本議員。

○5番（松本 健君） 今回の一般質問もいろいろ考えまして、ここが対話の場であると考えてやらせていただいております。

今回の質問、要望を出された段階、言葉尻だけではなくて、だからどうするつもりですか、どういうふうにお考えですかということを伺いたいと思っておりました。

順番にいきますと、まず、要望は紙で出すけれども、その回答は紙では多分出ていない。やるやらないも結果は出ていない。それに関して、どのような対応を行ったかどうかも、

総務課では把握しておりませんということですが、だったら、これからそれをどう考えて、どうしようと思われているか。適任の方、回答をお願いします。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） まず、取りまとめしております総務課の立場からご回答申し上げます。

要望はもちろん、総務課のほうで取りまとめておりますので、今、松本議員からのお話もありましたように、今後は要望の内容の把握だけではなくて、担当者が、担当課が対応状況も含めた経緯・経過の報告を担当課から受けて、情報を総務課としては一元管理していきたいと思っています。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 5番、松本議員。

○5番（松本 健君） じゃ、進捗状況を総務課が取り出しされるという理解でよろしいんですか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 先ほども言いましたように、経緯・経過の報告を受けて記録するという形になります。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 5番、松本議員。

○5番（松本 健君） では、今、仕掛かり中のそういう要望に対する業務というのがどうなっているかというのを定期的に決裁文書として残すということもやられるんですかね。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 今、おっしゃっている、松本議員おっしゃっていることにつきましては、担当課の仕事だと、決裁含めてですね。担当者が今仕掛かり中であるかとか、最後までどう対応したかということは把握しておくべきだと。もちろんその後の対応もございしますので、そこは把握しておくべきだと私は考えています。

○議長（辰巳光則君） 5番、松本議員。

○5番（松本 健君） 2番目の回答を伺う限り、その要望があったときに、それをやったことに関しては、もちろん多分、業務が発生したので、こういうことをやりましたという報告が上がると。こういうのは当然のことだと思いますが、もうやらないことにしたよ、こういう返事してやらないことにしたよとか、返事は口頭でして、やらなかったよというようなも

のに関しては、決裁文書には何も上がらないというふうに感じておるんですが、例えば、よその課のことは分からないかもしれないけれども、総務課の中ではそういった事例があるんじゃないんですかね。ありませんかね。どのように感じておられますか。

実際に、やらなかったことに対しては、何かその記録文書がどこかに残りますか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） もちろんやったことに対しては議案が残る、決裁が残るとするのはご承知のことだと思いますけれども。

やらなかったことに関しても、それは総務課として、先ほど言いましたように、一元管理するならば、今回は見送ったとかということも記録しておくべきだと考えております。

○議長（辰巳光則君） 5番、松本議員。

○5番（松本 健君） その記録は、総務課として結果を残すべきだという考えでよろしいですね。

じゃ、まあ、その一連の作業について、やっぱり業務マニュアルのようなものが必要じゃないかと思うんですけれども、手順を明確にして、その手順を周知するという必要はいかが感じられておられますか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） もちろんそういう事務処理につきましては、先ほど言いましたように、適切に処理されているものと、総務課が一々担当課に行って事務処理とか、そこまでの時間的なこともありませんので、なかなかそういうことはできないとは思いますが、マニュアルが必要であるかどうかにつきましては、本来、今、私どもが管理すると、一元管理するということにご回答を申し上げましたので、それについては、幹部等の庁議等で、手順については共通理解を求めようとは思っていますが、今のところ、連絡をしていないことで何か混乱が生じているとかということは今のところないのかなと感じているところもありますので、私の考えでは、すぐに必要だというふうには思っていない。

○議長（辰巳光則君） 5番、松本議員。

○5番（松本 健君） 今、特に必要とは考えていないという話だったと思いますが、もともとのこの対話、対話というのをいかに実現していくかというのを考えた場合に、一例として要望書の場合ですけれども、キャッチボールであって、行って返って、その対話しているという結果を、対話をちゃんとやるということのすごい始まりのところのような気がするので、この要望書の処置に関して質問させていただいた次第です。

これ、別に要望書に関してこうしてくださいというだけのことを言っているわけじゃなくて、今回選挙がありまして、町長再選されました。やっぱり対話というのを重視するというのを全面に押し出されているというのを見た際に、私はちょっと、今、対話うまくいっているのかな、どうなのかなというふうなことが頭をよぎりました。

町長に質問しますが、今、対話はうまくいっていますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） どの案件を指しておっしゃっているのかというのがいまち理解できないところがございます。うまくいっているところ、うまくいっていないところ、それはあると認識をしているところですし、またこの対話という手法は、非常にコミュニケーションの、時間のコストというところが非常にかかるというふうに認識しております。

対話の研修、私もすごく参加させていただきましたけれども、やはりテクニックもありますし、ルールごともありますし、普通に話し合うということが対話でもなく、議論と対話は全く違うものがございますし、やっぱりそうした基礎知識というところのリテラシーの向上というところを合わせないとなかなか進まないところもございますので、そういったところをやっぱりしっかりと時間をかけて進めていく必要があるというふうに認識しています。

○議長（辰巳光則君） 5番、松本議員。

○5番（松本 健君） ちょっと失礼な発言になるかもしれないですけども、ちまたでいろいろ耳にするときに、結局、対話、対話と言うけれども、あれ、町長、対話がうまくいっていると思っているのかなと。何か何も全然言うこと聞いていないやん、聞いてくれないやん、話全然通じないやんというふうな話もよく耳にします。

というところがあって、やっぱりこの対話というのをいかに実現するかというのを、やっぱりかなり一からセミナー出て何とかというのもいいけれども、どうやって実現していくんだらうというのを、いかにくはないけんだらうというのを日々進めていっていただきたいと思うし、私もいろんな立場からそういうのが実現できるような町にしていきたいというふうに思っております。

多分、イメージとして、町長、最初当選時点では、いろいろ、いろんなことを言ってくれはる人がおられたけれども、何かだんだん少なくなってきたというのか、もう話もしに行かないみたいなことがあったりするんじゃないかなとも思うんですけども、そういうふうなところについてはどういうふうに考えておられますか。実態をどういうふうに考えられているか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。ご心配をおかけしてすみません。

非常に増えてきています。声かけていただくのは非常に増えていきますし、例えばへ行く
くと必ず声かけて、あんなあんな、こんなあんなとか、これどうなってんのかという、
本当にいろんなところで、いろんな方の声や、特定の方というよりは、様々な方から声をか
けていただくことが圧倒的に増えているというところがございます。

そういった部分ではあるんですけども、やはり先ほど松本議員おっしゃっているように、
対話というところが、要望を聞くのが対話ではございません。本当に一例でございますけれ
ども、もともと農業用の井堰が改修というところを計画されていましてけれども、やっぱり
農家の件数が少なく、何億というところで、自分のところの農家さんの負担が大きくて、
この井堰の改修をどうしたらいいかという長年の懸案事項を抱えていらっしゃったところを、
対話をさせていただいて、どういう解決方法があるのかというところで、もともとの要望は、
役場に井堰の改修をしてもらおうという要望だったんですけども、地元でお話を聞くと、こ
ういうふうな水の流れになっていて、ここに井戸があればできるんじゃないかというのを思
いつかれて、いろんなやっぱり話合いの中で違う答えが出てきて、まず、その井戸で試して
みようという形で井戸を掘削されて、今、農業用水、何億もかかって自己負担をすごく高く
農業を続けるのではなくて、やはり知恵と工夫を話合いの中で出し合いながら問題を解決し
てきたというところもございますので、やっぱりそうした一つ一つのことを大事にしていく
ということが、決して言うことを聞かないというわけではなく、様々な手法でどれが一番ベ
ストなのかという、みんなの納得感をどうつくっていくのかということが対話にとって重要
であるというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 5番、松本議員。

○5番（松本 健君） まあ、この場も対話の場と考えておりまして、いろいろ脱線するかも、
脱線するわけじゃないんですけども、話いくと思いますけれども、今、今回話していただ
いたようなことというのは、やっぱり要望書として出て、それに対して違う回答、違う答え
をお互いに見いだして、結局は目的とすることを実現した、実現されたという話だと思います。

そういうふうな過程を、町長も独りだけじゃなくて、やっぱり町の職員、役場という全体
の組織で実現できるようにやっていくためには、やっぱりマニュアル化して記録を残すみた
いなね、さっきの話に戻るんですけども、これが必要だと思いますが、今回の今、町長が

話された案件というのは、何かこう、始まりから終わりまで記録に残っていますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） まちづくりトークで出た意見ですので、まちづくりトークではそういった議事録というところは公開させていただいております。

○議長（辰巳光則君） 5番、松本議員。

○5番（松本 健君） いや、まちづくりトークはそれの始まりの部分ですね。それのお尻のところまでのその流れ、業務の流れというものが記録されているかどうかというのを伺っているわけですが、一言あればお願いします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） まとめたものはございませんけれども、流れの中で、やはり予算措置が必要なものは、予算を計上させていただいて、議会のご審議いただき、ご可決いただきてきたという経緯がございます。

○議長（辰巳光則君） 5番、松本議員。

○5番（松本 健君） 言いたいのは、結局その対話を実現するためには、言ったある瞬間のものだけじゃなくて、その流れ全部をつかまえて、そういうのを手順化するというか、みんなですべてを共有できるようにするということが必要だと思います。

ちょっとそれらを思うということで、それ以外にも含めて、町長は対話の際に、いつもどのような心がけを、どのようにお考えで、心がけられてやろうとされているか。

また、その対話をする際の肝になること、問題点や課題というものをどのように捉えられていますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 対話のときに大切にしていること、マニュアルもございますけれども、やはり否定をしないということ、また傾聴をするということ、これ非常に傾聴というのは難しいんですけども、傾聴することというのは心がけております。

また、難しいところ、課題というところでは、先ほど当初でもお答えさせていただきましたけれども、対話というのは非常にコストがかかるということがございます。時間的コストということが非常にかかるということで、手法として非常にそういったところの課題感というところは認識をしているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 5番、松本議員。

○5番（松本 健君） 1つ私の考えを述べさせていただきますけれども、対話にはかなりい

ろんな対話を実現する、成果を出すためにはいろんなことが必要だと思いますけれども、一つ、情報の共有というかですね、同じ情報を得ないとなかなか対話が成立しない。いろいろ話聞かせてくださいよと言っても、いや、そんなこと全然、俺ら情報持っていない、何も話せないよみたいなことは、すごくよく私の周りでありますね。

だから、まず対話を実現する前に、するためには、この町がどういうふうになっているのかという情報発信する。森田町長にはいろんな情報が入ってきていると思いますけれども、そういった情報をできるだけみんなで共有できるような形になってはじめて、いろんなこういうような意見が出てきたり、対話の俎上に上るといふようなところがあると思います。

最近、最近というか、私もちょっとしきりにいろいろ言わせていただきましたけれども、広報なんかにも職員さんの顔が、顔がというか、やられていることが出たり、記事が割と特集で載ったりというようなことも増えてきたので、それはすごく歓迎すべきことかなと思いますけれども、まずは情報を出して、情報を共有するということがすごく必要かなというふうに思っております。

その上で、やっぱりある程度仕組み、やったらやっとなりに何か返ってくるんだという、そういうそのやり取りの仕組み、基本的な仕組みというのは、それなりに構築すべきなんじゃないのかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、情報の共有というところは非常に重要だと思っております。その点、発信というところは、この8年かけて様々なツールを使いながら、デジタルも含めて広報誌の充実というところを色々図ってまいりました。

1つ、課題があるのは、何をしても通じないというか、届かない方というのはある一定いらっしゃるというところで、対話において、もう一つ重要な要素が私はあると思っております、情報を取りに行くというところも、併せて相互でやるということが非常に重要であるというふうに考えています。

発信側だけのみならず、その情報を取りに行く、情報に触れに行くという受け手側の努力もこの対話というところでは非常に重要であるというふうに感じておりますので、そういったところも一緒にまた話合い、進めていければなというふうに思っております。

○議長（辰巳光則君） 5番、松本議員。

○5番（松本 健君） もちろん、その対話はキャッチボールですから、投げるほうも受ける

ほうも、逆に投げるほうも受けるほうもというので、両方の努力が必要だとは思いますが。

その際に、自分たちにとって何ができるかということを考えてときに、自分たちのところでどうするかという話になると思うんですけども、もう一点、あと、ちょっと奇異に考えているところは、町長の耳は2つしかありません。職員さん入ると、それは100倍近くになります。職員さんを通して声を聞く、それも結局ね、仕組み化ができていなかったら届かないだろうと思います。

町長と職員の間、町長と議員の間の対話というのもすごく重要、対話なのか、職員さんに対しては報告と指示なのかもしれないですけども、その対話というのもすごく重要なことになってくると思います。

やっぱり気になったこと、気づいたことというのは、一番担当課なんかに話が行くわけで、その先にどうなっているのか分からないし、その先、それが処置される、されないかも分からないという状態だと、なかなか住民さんにしてみても、いろいろ大変なところがあるというふうに思うんですけども、今、町長と職員さんの間の対話というのは、こういう意味ではうまくいっているとお考えでしょうか。というか、状況についてどのようにお考えか。これからどうしていったらいいかというのを、町長の声でお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） できれば、全部局長にその質問をいただけたらなというふうに思いますけれども。皆さんにうまいこと行っているかどうかというのを聞いていただけたらなと思います。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） いずれにしても、そういうのをやろうとしたら、やっぱり組織なので、マニュアル化というかね。何かこう、マニュアル化じゃないけれども、何かルールをつくるみたいな。多分、部長以上会議みたいなものは月1回とかやられているんですかね。どういうふうな形でそのコミュニケーションを取られているかというのを、もしよろしかったら、今ちょっと紹介いただければなど。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

大事なところは、組織として職責というところで、権限というところをどこにするかというところで、自分の権限で判断できるところの権限というところは、非常に現場に下ろすように、現場の判断というところがスピーディーになるように下ろしてきたという経緯・経過

がございます。その中でも、現場で判断しかねるやつというところは、相談というところは気軽に来ていただいているところがございますので、そういった形で、マニュアルではないですけれども、そういったところの風通しというところは意識をしているところがございます。

また、本当にいろんなところから、三宅町、視察に来られたり、全国的にも、国のほうの党内委員会等々、いろんなところからの登壇依頼来ますけれども、やはり皆さんおっしゃるのが、職員さんとやっぱり町長の距離感が近いというところを非常に評価をいただいているところがございます。

本当に先日も、国のほうから視察のほう来られた方々が非常に驚いていらっしゃったところがありまして、そういったところの声というところは、僕たち、自分ではできているつもり、できていないところもたくさんありますけれども、外部の方々からのそういった第三者の評価というところも併せていただいているところがございます。

○議長（辰巳光則君） 5番議員、松本議員。

○5番（松本 健君） 先ほど町長がおっしゃられていましたけれども、ぜひとも直接部長さんに聞いてくださいということなんで、そういう質問をさせてもらってよろしいんですかね。そんな皆さんじゃなくても。すみません。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 教育委員会としてお答えいたします。

ご存じのように、教育部局と町長部局というのは、いろんな市町村でかなり離れてしまっているところがございます。町長部局は、教育に対して口出ししないというふうな姿勢を取っておられる市町村もたくさんあるところではございまして、そのために設けられたのがご存じのように総合教育会議というもので、総合教育会議で町長部局と教育委員会はしっかり話をしなさいということで国も進めているわけなんですけど、現在、本町では、その必要は全くないなというふうには実は感じています。

町長が町づくりの中で、学校づくりは町づくりの一つだというふうにお考えなので、その点では私ども一致していますので、総合教育会議を開くまでもなく、私は町長としっかり対応していただく時間を毎日のように設けさせていただいていますので、例えば、朝一番にメールのやり取りで、少し時間ございますかということで、学校で起きていること、その他の今後、取組やお考えも含めて、しっかりと毎日ように対話はさせていただいているので、私は安心しているところがございます。

○議長（辰巳光則君） 5番、松本議員。

○5番（松本 健君） できれば、2列目辺りの。

いや、それはね、ちょっと、こういう場だから言わせてもらいますけれども、よく部局に行くと、それ、町長に直接言うてよと言われることが、最近なんか多々あるかなという気もしましてですね。その辺いかがでしょう。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） すみません。

私が部局長の統括をしているわけではございません。今、町長の身近に席を置かせていただいていますので。

松本議員おっしゃるように、町長からも今話ありましたように、身近にお話をさせていただいて、私見ている限りでは、部局長はまんべんなく町長室を訪れて、それぞれの懸案事項とか課題を協議されていると思います。

庁議のほうも毎月1回必ず月初めには行っておりますし、この間の台風時期とか、災害の起こりそうなきににつきましては、臨時の庁議をもう頻繁に行い、8月でしたら、もう3回か4回ぐらいは臨庁を行っております。

あまりこう、いつも私も感じているんですが、話に行つて失礼のないようにということはもちろん思っているんですが、やっぱり様々な部局での悩みもありますし、お互い縦割りというところももちろんございますので、そこは町長と一緒に話しをしながら、何か解決がないとか、何かしなくてはいけないかということをや日々悩んでいるところでございます。

松本議員おっしゃるように、それはもう町長に聞いてくれという話は、それはあくまでも議員さんのお話であつて、普通の住民さんに、町長まで行ってこいやという、そういう話をするわけではございません。

議員さんは議員さんのお立場もございまして、僕は町長と話していただければいいと思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（辰巳光則君） もう時間が少ない中、多分もう全員聞かれても同じような感じかなと思いますので。

○5番（松本 健君） はい。申し訳ないです。もうお一人で結構です。

ちょっと最後、まとめに入りたいと思うんですが、というか、その前に、やっぱり対話を実現するのにもう一つ大事なことというのを、先ほどの一般質問の中で感じたことなんですけれども、某議員さんがおっしゃいましたけれども、やっぱり住民の信頼、信頼あつ

てこそ、その対話が実現するというのも多々あると思います。ぜひともその信頼感を失わないようにというのは心がけていただきたいと思います。

そういうことで、対話、すごくこれから4年間進められようとしたときに、すごく重要な、全ての根幹に関わる問題だと思っております。そういう意味で、ぜひどういうふうに、どういうところに問題点があって、それを解決するためにはどうしたらいいかというのは、私も私で考えたいと思いますし、より密な対話ができるように心がけていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） これで、松本 健君の一般質問……

（「一言あれば」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ご意見ありがとうございます。

非常に対話というところ、一方で、スピーディーに決定をしていくということも必要であるというふうに感じているところでございます。

行政として、町長として決断をしながら物事を進めていくということも併せてしていく必要があるというところで、両面あるというふうに感じているところがございます。

徹底して進めていく、行政として進めていくところもありますし、もちろん対話というところで、なぜ対話が大事だということではしていこうと思っているかということ、やはりこれから人口減少社会において、今までの社会の在り方は、特にコロナ禍で当たり前が当たり前じゃなくなり、何が正解か分からなくなった中で、そこで対話というところが重要視されるというふうに感じています。

正解のない世の中を生きることでどうしたらいいのかというのを話し合っ、共通認識をしながら一步を踏み出していく。そして、その一步をしながら、失敗もおそれず、一步を踏み出して、それを経験に変えて、皆さんでまた話合いながらどういうものにしていくかということが、確実性が高まるこのこれからの未来の中で大変重要であるというふうに考えておりますので、そういう社会の中の在り方の中で、対話するところを皆さんと共にさらに進めてまいりたいというふうに考えておりますので、引き続きのご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） もう簡潔に。

○5番（松本 健君） こういうのをここで話したというのは、この一般質問の場というのも

対話の場であると、非常に感じております。

私たちが質問したときに、何かこう、表面上の回答だけで済みますみたいな、そういうこともないように。私たちも腹を割った話ができるようにというのをこれから心がけていきたいと私は考えております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） これで松本 健君の一般質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、明日7日より23日までは特別委員会並びに各常任委員会開会のため休会とし、9月24日午前10時より再開し、特別委員会並びに各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会します。

皆様、お疲れさまでした。

（午後 0時43分）

令和6年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

招集の日時 令和6年9月24日火曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅本睦男	久保憲史	川鱈実希子
瀬角清司	松本健	渡辺哲久
森内哲也	辰巳光則	池田年夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田浩司	教育長	大泉志保
みやげイノベーション推進部長	竹谷公秀	総務部長	森本典秀
住民福祉部長	宮内秀樹	健康こども局長	植村恵美
まちづくり推進部長	岡橋正識	会計管理者	田中修三
教育委員会事務局長	出口正		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 堀川佳則

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5番議員 松本健 6番議員 渡辺哲久

令和6年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

令和6年 9月24日 火曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1

特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告

- (1) 決算審査特別委員会委員長報告
- (2) 総務建設常任委員会委員長報告
- (3) 福祉文教常任委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 令和6年9月三宅町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第1、特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告についてを議題とします。

去る9月6日の本会議において、決算審査特別委員会並びに常任委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長より報告を求めます。

まず、9月9日と10日、いずれも午前9時30分より開会されました決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、梅本睦男君。

○決算審査特別委員会委員長（梅本睦男君） 令和6年9月決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月4日、第3回定例会本会議において決算審査特別委員会が設置され、6日に当委員会に審査付託を受けました令和5年度三宅町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに下水道事業会計歳入歳出決算について、予算の執行が関係法令に沿って適正かつ効率的に行われたかどうか、行政効果が発揮できたか、行政運営が万全に図られているかなどに視点を置き、去る9日、10日の2日間にわたり委員会を開催し、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

最初に、財政健全化法に係る健全化判断比率報告について、実質公債費比率については、前年度より0.6%減の10.0%となり、将来負担比率等についても基準値を下回っております。今後の行政運営にますますの期待をするところであります。

まず、令和5年度三宅町一般会計歳入歳出決算について、歳入決算額は45億6,760万3,443

円、歳出決算額は44億903万3,493円、歳入歳出差引額は1億5,856万9,950円であります。

なお、次年度への繰越し事業であるICT環境整備事業、大和平野中央プロジェクト推進事業等の各事業に係る一般財源分の繰越し明許繰越し金2,135万4,000円と歳計剰余金繰越し金1億3,721万5,950円が繰越しされています。

次に、主な歳入決算について、町税については6億566万1,147円で、前年度より1.7%の増加、地方譲与税は2,187万4,000円で、前年度より0.8%の増加、地方消費税交付金は1億3,079万7,000円、前年度より1.6%の減少、地方交付税は20億5,950万2,000円で、臨時経済対策費の増加により前年度より1.5%の増加、国庫支出金は5億4,249万6,673円で、地方創生臨時交付金の減少により前年度より13.8%の減少、県支出金は1億4,964万3,819円で、子ども医療費県補助金、大和平野中央プロジェクト推進事業用地管理委託金の増加により前年度より11.6%の増加、繰入金は2億2,435万1,808円で、財政調整基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金の増加により前年度より1億8,903万4,035円の増加、町債は2億9,325万4,000円で、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金に係る過疎対策事業債の増加により41.8%の増加、歳入合計は2億7,939万6,352円、6.5%の増加となっております。

次に、主な歳出決算について、総務費については10億6,518万5,018円で、人件費、八軒屋解体工事、情報系電子系システムに伴う事業費などの増加等により前年度より2億2,261万1,514円、26.4%の増加、民生費は13億9,835万312円で、障害者自立支援事業費、放課後児童健全育成事業費などの増加により前年度より1億1,314万5,236円、8.8%の増加、衛生費は3億8,490万941円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減少、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金などの増加により前年度より9,285万2,214円、31.8%の増加、土木費は5億6,330万1,640円で、道路メンテナンス事業費の減少、大和平野中央プロジェクト推進事業費などの増加により前年度より2,246万205円、4.2%の増加、教育費は2億7,554万3,490円で前年度より319万4,596円、1.1%の減少、公債費は3億8,223万5,918円で、前年度より2,651万9,928円、6.5%の減少、歳出合計は3億7,971万3,121円、9.4%の増加となっております。

次に、財政に関する調書において、土地及び建物については行政財産並びに普通財産の増減、出資による権利については磯城郡水道企業団出資金の増加、基金については財政調整基金、公共施設等整備基金をはじめとする各基金の増減がありました。

次に、審査経過について申し上げます。

議会事務局関係では、議会録反訳の自動化について、会計課関係では、会計機器、公会計

支援業務についての質疑を行いました。

みやけイノベーション推進部関係では、繰越金に対する基金への積立て方針とその判断、企業版ふるさと納税制度と寄附額について、財政関係システムの内容について、広報誌作成業務委託料について、外部人材活用事業の実施内容と情報発信について、DX推進事業の費用対効果と文書管理について、移住・定住促進事業の現状と周知方法について、MiiMo図書館の充実と運営内容について、ローカルスタートアップ事業の経費と今後の継続について、臨時財政対策債の償還金に対する収入財源について、大和平野中央田園都市構想推進協議会負担金と今後の継続について、ふるさと納税収入の活用内容と制度の見直しについて、森林環境譲与税基金の活用内容について、ビジネスサポート事業の実施効果と情報発信についての質疑を行いました。

総務部関係では、職員数と会計年度任用職員の待遇について、自衛官募集事務の内容について、地域活性化センター及び一般コミュニティ助成事業の内容と実績について、磯城郡町村会負担金について、地方創生人材育成事業の実施内容とその効果について、例規システムの更新内容について、八軒屋土地の賃借について、住民情報系システムの項目追加と災害時対応について、情報系サーバー更新経費とホームページの更新における経過や課題について、防犯カメラ設置補助の実施内容と防犯対策について、ワクチン接種事業の職員時間外勤務手当について、防災備蓄品の配備状況について、貯留池の検討と貯留機能保全区域について、消防団員の処遇について、消火栓維持管理負担金について、町民税の滞納状況と空き家の実態と対策について、地方消費税社会保障財源交付金と財政負担について、過年度分の町民税還付金の内容についての質疑を行いました。

まちづくり推進部関係では、農政事業に係る経費や団体負担金、水利施設改修補助金について、小柳地区の井戸整備の経緯について、大和平野中央プロジェクトに係る今後の計画の見直しについて、企業立地の優遇制度について、道路整備の物件補償について、公営住宅使用料の債権管理と災害時見舞金について、公園の給水栓設置状況について、ため池の大雨の際の対応について、地籍調査業務委託料について、空き家対策の実施内容について、町共有地の登記処理の実施内容について、町道221号線の街路灯設置工事について、河川しゅんせつ工事の実施内容について、住宅耐震診断の実施内容と費用負担について、石見駅前の花壇の管理について、公園の高木伐採の実施内容について、汚水処理の現状について、ごみ袋有料化の経緯と処理費の現状、リサイクルの推進についての質疑を行いました。

住民福祉部関係では、障害者支援事業の給付額単価と利用状況について、障害児支援事業

の利用状況について、法律相談の実施内容について、三宅町社会福祉協議会運営補助金の内容について、地域福祉計画について、障害者相談支援事業及び移動支援事業の実施内容と今後の傾向について、民生児童委員の活動状況と活動経費について、老人クラブの会員数について、高齢者地域活動推進事業の実施状況について、低所得世帯支援給付金事業の給付実績について、住民票閲覧の実施方法について、マイナンバーカードの利活用について、介護保険事業計画策定委託料について、ひとり親家庭等の医療費助成事業についての質疑を行いました。

健康子ども局関係では、幼稚園保護者負担金について、放課後児童健全育成事業の実施経費と収入財源について、貸与車両の更新経費について、あざさ苑改修基本計画策定の実施内容、策定委員会での審議結果による維持補修を主とした計画策定に至った経緯について、あざさ苑や小学校などの公共施設更新計画について、高齢者一体化予防事業について、地域型保育と地域外保育の利用状況と待機状況について、放課後児童健全育成事業の実施体制と利用者の状況、障害児支援事業との関係について、産後ケア事業の実施状況について、子育て支援センターの利活用について、保育環境向上事業の実施内容についての質疑を行いました。

教育委員会事務局関係では、給食負担金の収納状況について、外部人材活用事業の実施内容について、ICT環境整備事業の実施内容について、物価高騰による学校給食材料費と保護者負担の対応について、文化ホールの維持管理費とLED化について、文化財の維持管理費について、三宅古墳群の調査状況について、社会教育関係団体の補助金について、マラソン大会の実施内容と費用負担について、三宅町体育館の指定管理の現状について、災害時における公共施設の対応についての質疑を行いました。

次に、全体概要についての質疑としては、地方交付税と臨時財政対策債との関係について、地方交付税の算定方法と公債費に対する交付税算入の考え方について、基金などの資金と地方債などの負債、前年度比較など、損益勘定の考え方の検討について、財政力指数の低下理由についての質疑を行いました。

また、正規職員の定数、会計年度任用職員の増加状況、人件費の増加に対する今後の対応についての意見があり、一般会計の歳入歳出決算については、賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和5年度三宅町国民健康保険特別会計決算については、歳入決算額は7億1,937万538円、歳出決算額は7億1,791万7,775円、歳入歳出差引額は145万2,763円であります。

歳出決算額は、保険給付費の減少等により、前年度と比較して6,557万1,419円、8.4%の

減少となっており、保険給付費の給付額単価と葬祭費について、国民健康保険税の課税状況、滞納状況と対策について、データヘルス計画策定業務委託料について、出産育児一時金について、特定健診と特定保健指導の実施内容と受診率向上対策についての質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和5年度三宅町介護保険特別会計決算については、歳入決算額は8億4,831万846円、歳出決算額は8億3,558万2,126円、歳入歳出差引額は1,272万8,720円であります。

歳出決算額は、保険給付費並びに国庫負担金などの返還金の増加により、前年度と比較して4,464万1,928円、5.6%の増加となっており、介護サービスの利用状況と今後の見直し、介護保険事業の課題について、繰越金の内容について、地域包括支援事業の実施状況について、成年後見制度利用支援事業の実施状況について、緊急通報装置貸与事業の現状と課題について、生活支援体制整備事業の実施状況と地域課題の取組についての質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和5年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算については、歳入決算額は1億4,696万8,882円、歳出決算額は1億4,696万7,122円、歳入歳出差引額は1,700円であります。

歳出決算額は、後期高齢者医療広域連合納付金並びに保健事業費などの増加により、前年度と比較して375万8,999円、2.6%の増加となっており、後期高齢者医療保険料の収納状況について、健康診査の受診者数についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和5年度三宅町下水道事業会計決算については、収益的収入決算額は2億5,072万4,671円、支出決算額は2億4,438万6,701円となっております。

資本的収入決算額は9,509万9,330円、支出決算額は1億8,196万3,587円、収支差引額に対して不足する額の8,686万4,257円については、過年度損益勘定留保資金1,618万3,601円と当年度損益勘定留保資金7,068万656円で補填しており、処理人口と水量の関係について、損益勘定留保資金の経理状況について、経費回収率の算定方法について、下水道使用料の滞納状況について、ストックマネジメント実施方針と計画について、今後の下水道事業の運営についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました令和5年度各会計決算の審議結果であり、いずれも原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

続いて、9月13日午前9時30分より開会されました総務建設常任委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、森内哲也君。

○総務建設常任委員会委員長（森内哲也君） 議長からご指名いただきましたので、総務建設常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る9月6日、第3回定例会本会議において総務建設常任委員会に付託を受けました諸議案について、13日に総務建設常任委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第32号 令和6年度三宅町一般会計第5回補正予算案について、歳出のうち、みやけイノベーション推進部関係では、款2総務費、項1総務管理費、目4企画費では、DX推進事業に係る経費として128万4,000円の増額、地域おこし協力隊活動サポート事業に係る経費として300万円の増額、タウンミーティング等の実施に係る経費として37万5,000円の増額、目8財政調整基金費では、財政調整基金の積立金8,000万円の増額、款12公債費、項1公債費、目2利子では、地方債借入額の確定による償還金利子として39万2,000円の増額、款14予備費、項1予備費、目1予備費では、一般会計歳入歳出予算の財源調整のため、743万3,000円の増額補正が行われています。

総務部関係では、一般会計における人件費について、副町長の人件費相当の予算として1,324万3,000円の減額補正が行われ、款2総務費、項1総務管理費、目4企画費では、大阪・関西万博奈良県実行委員会への参加負担金として80万円の増額、町制50周年記念式典に係る経費として111万9,000円、基幹系電子計算システム業務に係る経費として9,557万7,000円の増額、外部人材活用事業として92万1,000円の増額、定額減税に伴う所得税及び個人住民税の調整給付事業費として2,230万4,000円の増額補正が行われています。

続いて、歳入のうち、みやけイノベーション推進部関係では、款10地方交付税では、令和6年度普通交付税の確定により908万7,000円の増額、款19繰越金では、前年度歳計余剰金繰越金の確定により1億2,320万円の増額、款21町債、項1町債、目1総務費では、臨時財政対策債の発行可能額の確定により10万2,000円の減額補正が行われています。

総務部関係では、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務補助金では、標準化システムへの移行経費に対する社会保障・税番号制度補助金として4,768万8,000円、定額減税調整給付金事業に対する地方創生臨時交付金として2,230万4,000円の増額補正が行われております。

以上が令和6年の三宅町一般会計第5回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。
みやけイノベーション推進部関係では、地域おこし協力隊活動サポート事業の実施内容に

ついて質疑を行いました。今回、300万円の増額は、人件費ではなく、国のサポート事業により、特別交付税の措置の増額に合わせたものだとの回答を得ております。

総務部では、副町長不在に対する行政事務や緊急時の行政対応、行政組織における副町長の役割と重要性について質疑を行いました。台風や地震など災害時の体制について、問題がないのかについては、副町長不在時には代わりに誰が判断するのかは決められているため、問題はないとの回答がありました。

また、副町長の役割については、種々の審査会の会長職などが割り当てられているため、不在であることはその面に影響が出る。その審査会の開催に影響がないように、会長職の代理の者を立てて運営を行っている。町長からは、運営に関しては、副町長が不在であってもそうでなくとも、公平性の担保はできるように審査会の運営は進めている。また、判断に悩むときに相談相手が少なくなっている分、ほかの職員に助けてもらっているというような回答がありました。

また、委員より、副町長が担っていた次期の副町長へ引き継ぐ懸案事項については、副町長不在期間が発生したとしても、職員が分担し、滞ることのないよう進めてもらいたい、そういった意見もありました。

これからの三宅町を見据えた町制50周年記念式典の実施についての質疑では、現時点では具体的な構想はないが、年明け2月か3月頃の開催と計画していると回答がありました。

委員からは、この先三宅町が、住民との関係で、どういう役割を果たしていくのかが分かるような内容を盛り込んでいただきたいというような意見がありました。

また、三宅小学校の大阪・関西万博への参加については、三宅小学校の生徒を関西万博に参加させるのかという質疑を行い、この件については小学校の判断に任せるという回答が町長からありました。

そのほか、システム標準化に向けたサーバー機器などの経費と業者選定時の重要性について、定額減税調整給付金の増額理由についての質疑を行いました。

また、副町長の選任に向けた議会との関係性や必要性についての意見が交わされ、その意見の内容としては、現在不在の副町長職については、10月から来てもらえるものだと考えていたが、今回の補正の内容を見ると、今年度は月に2回ほどの業務で関わってもらえるものの、常駐されず不在となる。ぜひ副町長に任命したいという人材であるならば、議会との接点もつくってもらいたいというような意見でありました。

この議案第32号 令和6年度三宅町一般会計第5回補正予算案については、本委員会では

全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第36号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部を改正する法律が令和6年3月30日付で公布され、それぞれの期日に施行されることに伴い条例の一部を改正するもので、公益法人等に係る課税の特例について質疑を行い、本委員会では原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第37号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で個人番号カード等を使用して、印鑑登録証明書、住民票の写し、課税・非課税証明書などが取得可能となることに伴い、手数料を1件当たり窓口300円に対し、利用促進のために200円とするため、条例の一部を改正するもので、多機能端末での利用可能な個人番号カードについて質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第40号 三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定については、廃棄物の再資源化の促進と山辺・県北西部広域環境衛生組合の廃棄物処理施設への移行に伴い、一般廃棄物処理手数料等の改正を行うため、条例の一部を改正するもので、リサイクル袋の廃止の経緯と今後の処理方法、ごみの収集カレンダー、処理施設へ直接搬入する方法と住民への周知について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第42号 工業ゾーン三宅1号線道路改良工事（5期）請負契約の締結については、本契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもので、業者選定の経緯についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第43号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議については、奈良県及び関係市町村で、水道事業及び水道用水供給事業の経営に関する事務並びにこれらに附帯する事務を共同処理するため、地方自治法第284条第2項の規定により、関係団体との協議により規約を定め、奈良県広域水道企業団を設立することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるもので、奈良県広域水道企業団の脱退についての地方自治法規定と議会の承認、管路更新や単独運営経費の比較検討、広域化による関係団体との今後の関係性、設立後の重要事項についての運営方法と経理内容について質疑を行いました。

また、委員からは、奈良県広域水道企業団に加入したとしても、水は命に関わるものであ

るため、三宅町の水道を守るべく企業団に参画し、必要があれば三宅町の住民に説明できるような意識を持って、職員に出向していただきたいというような意見がありました。本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、承認第4号 令和6年度三宅町一般会計第4回補正予算の専決処分の承認については、害虫被害の発生に伴う作業経費について、緊急に予算措置を行ったもので、土木費において、クビアカツヤカミキリの害虫被害による公園の桜の伐採経費として40万1,000円の増額、予備費では、歳出予算の財源調整のため、同じく40万1,000円の減額補正が行われ、特定外来種に対する現状と対応について質疑を行いました。クビアカツヤカミキリの害虫被害で、職員で伐採し対応したケースもあった。しかし、今回の補正については、職員での対応が困難なケースであったため、専決処分の必要があったとの回答があり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が、総務建設常任委員会に付託を受けました補正予算案1件、議案5件、承認1件の概要であり、慎重に審議を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

続いて、9月17日午前9時30分より開会されました福祉文教環境委員会の報告を求めます。

福祉文教環境委員会委員長、川鯨実希子君。

○福祉文教環境委員会委員長（川鯨実希子君） おはようございます。

去る9月6日、第3回定例会本会議において福祉文教環境委員会に付託を受けました議案について、17日に福祉文教環境委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第32号 令和6年度三宅町一般会計第5回補正予算案について、歳出のうち、住民福祉部関係では、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、障害児通所給付費補助金の返還金9万9,000円の増額、目7後期高齢者医療費では、奈良県後期高齢者広域連合負担金及び特別会計繰出金として、231万6,000円の増額が行われています。

健康子ども局関係では、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、みやけまち育（いく）パートナーシップ事業委託料11万円、ティーンズLINK事業に係る経費15万5,000円の増額、目6幼児園費では、保育士の人材派遣委託料450万2,000円の増額補正が行われています。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、母子保健事業の未熟児養育医療費69万5,000円の増額、がん検診総合支援事業補助金の返還金4,000円の増額、感染症・予防接種事業補助金の返還金444万2,000円の増額補正が行われています。

教育委員会事務局関係では、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費では、ICT環境整備事業の負担金3万6,000円の増額、項5社会教育費、目1社会教育総務費では、公用車の修繕費20万7,000円の増額補正が行われています。

続いて、歳入のうち、住民福祉部関係では、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生負担金では、介護保険料軽減強化負担金18万5,000円の増額、款15県支出金、項1県負担金、目2民生負担金では、後期高齢者医療保険基盤安定負担金4万3,000円及び介護保険料軽減強化負担金9万2,000円の増額補正が行われています。

健康子ども局関係では、款12分担金及び負担金、項2負担金、目3衛生負担金では、未熟児養育医療費給付の自己負担金2万円の増額、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3衛生負担金では、母子保健事業に対する国庫負担金66万3,000円の増額、項2国庫補助金、目3衛生補助金では、感染症・予防接種事業に対する国庫補助金830万円の増額、款15県支出金、項1県負担金、目3衛生負担金では、母子保健事業に対する国庫負担金16万8,000円の増額補正が行われています。

また、第2表債務負担行為については、放課後児童健全育成事業について、令和7年度から令和9年度までの3年間、限度額は1億6,284万3,000円とする債務負担行為の追加が行われています。

以上が令和6年度三宅町一般会計第5回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

健康子ども局関係では、新型コロナウイルスワクチンの定期接種の申込方法と周知、申請者数の見込みについて、保育士の人材派遣委託料の内容についての質疑を行い、放課後児童健全育成事業の債務負担行為については、当初予算と債務負担設定の時期との関係性、専門職に必要な資格と人材育成、事業費増額の必要性と実情、児童が楽しいと感じる子育て支援事業の充実、教育の考えを取り入れた保育の質の向上についての質疑を行いました。

教育委員会事務局関係では、三宅小学校の大阪・関西万博への校外学習としての今後の対応についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第33号 令和6年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算案については、歳入において、前年度歳計剰余金の確定による繰越金45万2,000円の増額、歳出においては、令和5年度事業の実績額確定に伴う国及び県に対する返還金92万1,000円の増額、歳入歳出

予算の財源調整として、予備費46万9,000円の減額補正が行われ、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第34号 令和6年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算案については、歳入において、令和5年度介護給付費の実績額確定に伴う追加交付金として、支払基金交付金28万6,000円、県負担金344万円の増額、前年度歳計剰余金の確定による繰越金1,262万8,000円の増額、歳出においては、令和5年度介護給付費の実績額確定に伴う返還金391万3,000円の増額、介護給付費準備基金への積立金1,000万円の増額、歳入歳出予算の財源調整として、予備費244万1,000円の増額補正が行われ、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第35号 令和6年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算案については、歳入において、保険料基盤安定負担金に対する一般会計繰入金5万9,000円の増額、前年度歳計剰余金の確定による繰越金9万8,000円の減額、歳出においては、奈良県後期高齢者広域連合の保険医療費負担金3万9,000円の減額補正が行われ、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第37号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で、個人番号カード等を使用して印鑑登録証明書、住民票の写し、課税・非課税証明書等が取得可能となることに伴い、手数料を1件当たり窓口300円に対し、利用促進のために200円とするため、条例の一部を改正するもので、手数料の単価設定の考え方、証明書交付に対する利用者の利便性について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第38号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で、個人番号カード等を使用して印鑑登録証明書を取得することを可能にするため、条例の一部を改正するもので、移動端末設備の内容、証明書交付に対する利用者の利便性と窓口業務の強化について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第39号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、昨年、令和5年に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法の改正による罰則規定を定めるため、条例の一部を改正するもので、今後の個人番号カードにひもづけされたマイナ保険証と資格証明書の今後の対応

と対象者への周知、個人情報保護の必要について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第41号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、地方自治法第291条の3第1項の規定により、奈良県後期高齢者医療広域連合規約を変更し、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が、福祉文教環境委員会に付託を受けました補正予算案4件、議案4件の概要であり、慎重に審議を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

まずは、反対討論あれば。

9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） ただいま、決算審査特別委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、福祉文教環境委員会委員長の報告が終わりました。

私は、決算審査特別委員会の中で審査された三宅町令和5年度一般会計決算並びに国民健康保険会計、介護保険会計、廃棄物処理条例の一部改正の4議案の反対討論を行います。

令和5年度三宅町一般会計決算は、歳入65億6,760万円、歳出64億903万円、差引き1億5,857万円、翌年度へ繰り越すべき財源は2,135万円、実質収支は1億3,722万円となり、単年度収支は7,232万円のマイナスとなっていますが、政府が進めるデジタル化をはじめ、マイナンバーカードの導入など、政府の下請機関になってきているのではないのでしょうか。

令和2年度から5年度にかけて、新型コロナウイルス感染症対策の事業費として1億142万円が計画され、うち、地方創生臨時交付金として1億476万円が交付されています。この中には返還された金額もあります。予防接種事業が行われたのは分かりますが、感染症対策として、町独自の対策が総括されていないのではないのでしょうか。

この間、物価高騰は、ロシアのウクライナ侵攻をきっかけとしましたが、それ以上に円安の影響が大きく、安倍政権のアベノミクス以来の異次元金融緩和政策によって低金利政策が続けられ、物価が上がってきても、それに見合う賃金上昇が起きていません。昨年の賃上げは30年ぶりの水準になったと、岸田総理は自慢していました。それは一部の大企業だけの話であります。中小企業やパートの労働者を含めた全労働者の平均賃金は、名目で前年度同月比1から20%の伸びで推移しています。

三宅町の税金申告者を調べてみますと、申告所得の平均は、令和4年度345万2,000円、平均以下が69.7%、令和5年度334万4,000円、平均以下が71.6%、令和6年度367万4,000円、平均以下が66.47%となっており、今年は平均で30万円上昇していますが、町内では夫婦共稼ぎの家庭が増え、令和5年度の町民税の現年度滞納額は25万2,600円で、過年度滞納額は30万5,000円で、滞納者18人で55万7,000円となり、また固定資産税は、現年度滞納額42万9,400円、過年度滞納額100万2,000円、11人で143万1,000円の滞納となっています。

さらに、住宅使用料の滞納額は、過年度を含め982万8,000円、学校給食代、小・中合わせて58万8,000円、一般会計の分だけでも1,240万5,000円の滞納となっており、住民の生活が物価高で困難なときこそ、住民生活を応援する施策を行うべきであります。

三宅町の一般会計決算の人件費の比率を見てみますと、人件費は、令和元年の26.6%から令和5年度、21.3%になっていますが、会計年度任用職員の増加と職員の若返りによるものであり、専門職員を採用し、物件費も抑える必要があります。国民健康保険会計、介護保険会計についても、決算資料の最後に掲載されておりますが、消費税の引上げ分の地方消費税交付金、社会保障財源分が充てられている社会保障4経費、その他社会保障施策に関する経費を平成27年度から令和5年度まで一覧表にしてみますと、社会保障財源化分の消費税からの市町村交付金は合計で、平成27年度が4,200万円、令和5年度は7,711万円と増えていますが、三宅町の一般財源からの持ち出し分は、平成27年度4億2,871万円から令和5年度は5億3,589万7,000円と毎年町負担が増えており、政府の消費税は社会保障のために使いますと言っていたことが間違いであったことを示しています。

次に、国民健康保険特別会計ですが、平成30年4月から国保の制度改正により、都道府県は国保の保険者として参画し、令和6年度から奈良県は保険料の統一化を行い、三宅町も保険料が引き上げられ、令和5年度の国保会計の普通徴収分の前年度滞納は266万4,000円、過年度分滞納は158万5,000円、介護保険会計についても、普通徴収15万6,000円、過年度15万5,000円、後期高齢者医療の普通徴収の現年度分滞納は5万1,000円、過年度分3,700円とな

っています。

介護保険の訪問介護サービスについて、令和2年度まで社協で行っていましたが、3年度から訪問介護サービスを廃止されました。介護サービスは、どのような状況になろうと地方自治体が責任を負う、最低限度の社会保障であります。お金だけ出せばよいというものではありません。今年から訪問介護サービスの単価が切り下げられ、倒産する介護事業所が増加しています。こういうときこそ、自治体が責任を持って支えなければなりません。

条例関係について、保健衛生課のごみ袋について、将来、リサイクル袋の廃止を行い、市販の袋に変えるというものであります。現在、ごみ袋の製作費より、住民が購入する売払い料1,122万円に対して、製作費は672万円で、差引き449万円の住民負担となっています。住民に還元すべきであります。

他の補正予算、条例の一部改正については、問題ありませんので、賛成といたします。

以上で、三宅町令和5年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、廃棄物処理条例の一部改正の4議案についての反対討論を終わります。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ありませんか。

5番、松本議員。

○5番（松本 健君） 議案第43号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について、反対の立場から討論します。

私は、三宅町が行うべき水道事業が、今般設立を計画されている奈良県広域水道企業団に移行されることに反対です。

以下に、その理由を5点述べます。

1、そもそも水道事業の抱える問題について。

現在の論議は、水道事業は独立採算で行うもので、今後経営を維持していくためには、広域化による費用削減が必要であるということから行われています。本来、水道事業は、公衆衛生の向上を目的として公共が行うものであり、原則、独立採算とはいえ、過去より、普及促進や水源開発の名目で公費が投入されて、進められてきたものです。

現在の水道事業の逼迫は、人口減や水需要の減少によるもので、そのために設備更新がままならなく、水道料の値上げが必要という論理は、本質を見ていないと考えます。本質は、一通り敷き切るまでは公費投入があった水道事業が、管路更新時は独立採算でやれと言われていているところにあるのではないのでしょうか。

県一体化により、ますます水道は独立採算という考えが絶対化していくことを危惧します。

2番、県一体化によるスケールメリットはなく、サービス拠点の集約によるサービス低下による費用削減でしかないこと。

当面は今のサービス拠点、磯城郡で1か所とするが、10年程度かけて全県で5エリア程度に集約するとのこと。サービスは当然低下するでしょう。これで防災や緊急時の対応が可能なかどうかを危惧します。緊急時の対応を削って費用削減を行おうとしていると言わざるを得ません。

3番、施設維持の費用削減効果がないこと。

既に三宅町では、浄水設備を廃止、貯水施設も持たず、県水直結での水道事業を行っています。一体化による施設効率化のメリットは一切ありません。

4番、結果的に一体化により、年6,000万円かけ、10年の管路更新等費用の3分の2の補助を受けることが、主要な目的、メリットとなっています。しかし、これが確実に実施されるのか、また、具体的にどの部分がどう更新され、三宅町の水環境がどう改善されるのかの提示はなく、また、将来水道事業を独自で行う必要が出てきた場合に、そういった道を取れるのかも定かになっていません。

5番、県一体化の企業団では、あまりに規模が大き過ぎて、民主的な運営が困難、住民の声が届きにくい。公的事業については、不必要な規模拡大は望ましくありません。

以上が反対の理由です。

なお、今回、仮に県一体化に進むとしても、水道事業は町から離れた、もう知りませんというのではなく、一体化された企業団の監視及び住民の声を届ける責務は、企業団メンバーとなる三宅町にあること、それから、企業団からの脱退の決定権は三宅町にあることと認識し、町はこれらを業務として遂行されることを切に願うものです。

以上、反対討論でした。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 同じ、水道企業団の設立のための規約に関して賛成しますが、補足意見を述べます。

13条に運営協議会の規定がありますが、重要事項に関して運営協議会で協議すると、その委員については構成団体の長とするという、その2条があるのみです。もともとこれは、構成団体の意見が重要課題について、どう反映されていくのかが不明朗だという疑義が一体化の論議の過程で出されて、運営協議会を設置するというふうになった経過があります。

例えば、三宅町が水道、県一体化された後の運営について、この点重要事項であるから、

ぜひ運営協議会で協議をしてほしいと要請した場合に、それがどう扱われ処理されていくのかという、そういう細則については、本則の中では述べられていません。本則で述べないのであれば、そういう申出があった場合はどう事務処理するのかというのを、細則であるとか、一番最後に必要な事項は企業長が定めるとありますので、そういう形で定めていくのかもしませんが、重要な事項であるから論議してほしいというふうに申し出た場合に、そういう決まりがないと、うやむやのうちに無視されていくということを危惧します。

26もの地方自治体が集まって、その長が一堂に会して行う協議会ということですので、形骸化しかねないリスクを持っていますし、要請があれば、こういう形で開くということを明確にしておく必要があるのではないかとこのように思います。その点については、今回の提案の中には含まれていませんので、今後この点が具体化されることが必要だという補足の意見を述べて、補足意見としたいと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

認定第1号 令和5年度三宅町一般会計決算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第2号 令和5年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第3号 令和5年度三宅町介護保険特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第4号 令和5年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第5号 令和5年度三宅町下水道事業会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第32号 令和6年度三宅町一般会計第5回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第33号 令和6年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第34号 令和6年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第35号 令和6年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第36号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第37号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第38号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第39号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第40号 三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第41号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第42号 工業ゾーン三宅1号線道路改良工事(5期)請負契約の締結についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第43号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第5号 令和6年度三宅町一般会計第4回補正予算の専決処分の承認についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思いを。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることにします。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和6年9月三宅町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、令和5年度の各会計の認定5件、議案12件、承認1件、報告1件、同意1件、諮問2件の14案件について、慎重審議いただき、全ての議案についてご可決賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、今月18日に、令和7年度の予算編成方針を発表いたしました。来年度は、第2期総

合戦略におけるオペレーション期として最終段階を迎えます。そのような中、本町にとって本当に必要なこと、我々が未来の三宅町のために今できることをしっかりと考え、予算で見える化するためにも、町民の方々に寄り添った施策の実施、未来への積極的な投資、分相応なスモールデザインの創出の3つの方向性を軸に、挑戦と失敗を恐れない文化を対話から生み出し、誰もが自分らしく幸せに暮らせる町を目指す、町の共創者として町づくりに取り組んでまいります。

また、今議会の決算審査特別委員会及び各常任委員会におきまして、議員皆様から頂戴いたしました貴重なご意見やご提案も十分留意し、来年度の当初予算編成においても参考にしておりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、季節の変わり目を迎え、日中の暑さはまだまだ厳しい中、朝夕ほんの少し、しのぎやすさを感じる時期となりました。議員皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、令和6年9月第3回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君） ありがとうございました。

以上で、令和6年9月三宅町議会第3回定例会を閉会いたします。

（午前11時14分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員